

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 第14回協議会 議事録

日 時：平成26年7月3日(木) 10:05～13:05

場 所：大阪市会 特別委員会室

出席者：浅田均会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順)今井豊委員、大橋一功委員、三田勝久委員、新田谷修司委員、紀田馨委員、  
置田浩之委員、坂井良和参考人、美延映夫参考人、吉村洋文参考人

(浅田会長)

それでは、ただいまから第14回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催いたします。

まず、定足数に関してであります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の委員に出席いただいております。床田議長は御欠席と伺っておりますが、定足数を満たし、会議が成立しておることを御報告申し上げます。

それから、大阪市のほうからは、橋下委員が出席していただいておりますが、ほかにも大阪市の実情に精通した方々の御意見をお聞きすべきと考えます。そこで、規約第6条第5項「協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。」とあります。この条項に基づき、これまで協議会議論に参画していただいております大阪市会の坂井議員、美延議員、吉村議員に出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、坂井議員、美延議員、吉村議員、一応、委員ではなく参考人というお立場でございますが、御着席願います。

それでは、まず初めに、私のほうから前回の第13回協議会以降の経緯と経過を御説明申し上げます。

まず、3月28日市長選を経て、橋下委員のほうから法定協議会の正常化の申し入れがありました。この申し入れを受けまして、法定協議会会長として調査して判断するという御返事をいたしました。

その後、6月9日に私どもの調査の上、各会派代表者の方々に、「大阪府・大阪市特別区設置協議会における協議内容に関する調査について」を送付させていただいております。そこで6月19日までに意見の文書回答を要請いたしております。

その後、6月19日、各会派の代表者の皆さんから意見を聴取いたしております。維新代表者からは、委員選出の見直しに関する意見、これは文書で御提出いただいております。公明、自民、民主・みらい、共産の代表からは、代表者会議及び法定協議会の開催などを求める申し入れを受けております。

これらを受けて6月24日に、府議会議長に協議会委員の推薦について再検討いただくよう、私のほうから要請させていただきました。続きまして6月25日に、市議会議長に協議会委員の推薦について、再検討を要請いたしました。

これらを受けまして、6月27日、府議会の議会運営委員会で協議会委員の推薦の議論をしていただき、府議会議長のほうから協議会委員の交代を通知いただいております。それで、きょう7月3日、委員交代の上、本日、協議会の開催に至ったということでございます。御理解、御了解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、きょう、「第14回大阪府・大阪市特別区設置協議会」というカバーにつけて、資料を何点かお配りさせていただいておりますが、まず、きょう御協議いただく4点のうち1点目、今後の協議の進め方等につきまして御協議いただきたいと思っております。

私のほうから資料を配付させていただいております。会長提出資料「今後の協議の進め方及び協議スケジュール(案)」というものをごらんいただきたいと思っております。

私のほうから御説明申し上げますと、これまで協議会では、まず知事・市長案をお示しいただいて、その説明を当事者あるいは事務局にさせていただいております。その後、協議会で事務局に対し質疑をする。さらにその後の協議会で委員間協議をしていただくという流れでずっとやってきておりますが、きょうからは、まず知事・市長案を提示させていただいて、それを受けて事務局のほうから説明していただく。その説明に対して質疑、委員間協議を同時にといいますか、今まで協議会をまたがってやらせていただいておりますが、協議会をまたがず1回の協議会のうちで実施の上、方針決定まで持っていきたいというふうに思っております。

あわせまして、必要に応じて関係部局にも御出席いただき、内容確認、ヒアリングに参加いただくという形で進行していきたいと考えております。

それから、ここの資料に書かせていただいておりますが、協議スケジュールについてであります。来週、「第15回7月第二週ごろ」と書かせていただいておりますけども、設置の日、区の名称などの残課題を議論し、決定していただく。その上で、7月3週目、4週目で協定書(案)を議論し、取りまとめるスケジュールで考えております。

私どもからの御説明は以上でございますが、この今後の協議の進め方等に関しまして何か御発言等はありませんでしょうか。

大橋委員。

(大橋委員)

特にスケジュールについては異議ないんですが、ただいま会長のほうから御指名されました参考人の扱いについて、例えば議事録の関係であるとか、その発言についてのどういふんですか、ウエートというのは、どういうふうにお考えなんですか。

(浅田会長)

あくまで「有識者等」という協議会が呼ぶことができるという対象に含めておりますので、採決にももちろん加わっていただくということはありません。ただ、今までずっと協議会にかかわっていただいている以上に、大阪市のこと、あるいは市政のことに精通してお

られますので、そういうお立場から御意見を頂戴するというお立場であります。  
大橋委員。

(大橋委員)

じゃあ毎回お願いするということに受けとめていてよろしいですか。

(浅田会長)

その都度、これから設置の日とか重要なことを決めることになりますので、私はこの3人の方は継続的に出ていただきたいと思っております。

(大橋委員)

はい、了解です。

(浅田会長)

ほかに。  
三田委員。

(三田委員)

初めてになりますので、ちょっといろいろと変な質問をするかもしれませんが、例えばこれ、15回のときに区の名称とありますね。それはA・B・C・D・E区の名称という形で考えていいんですか。そして、こちらに広域の名称ってありますよね。この区の名称と広域の名称というのは、どういう分け方があるんでしょうか。

それからまた、この区役所の位置というのは、私は湾岸部分のB区なんですけれども、そこでもうある程度まで設定をしていくという形で考えていいんですか。

(浅田会長)

この場で決めたいのは、テーマをそうするというものでありまして、その内容につきましては、また御相談させていただきたいと思えます。

(三田委員)

はい。

(浅田会長)

よろしゅうございますか。ほかに御発言ございませんでしょうか。

それでは、今後の協議の進め方とスケジュールについて決めたいと思えます。

協議スケジュールにつきましては、資料としてここに配付させていただいているスケジュールで進めたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

御異議なしと認めます。それでは協議会スケジュールにつきましては、御承認いただいたということで、こういう形で進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、今回の協議事項の2番目、区割り案について、お諮りしたいと思います。

次の議題であります区割り案の絞り込みにつきましては、これまで4案で協議を進めてきましたが、5区(北区・中央区分離)案で議論を進めるということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

御異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきますが、置田委員のほうから御提案があるということでございます。

置田委員。

(置田委員)

大阪維新の会の置田です。

区割り案につきまして、大阪維新の会から変更の提案をさせていただきたいというふうに思います。

今回の出直し市長選を通じまして、住民の皆様との集会、会話、タウンミーティングを通じまして、住民の皆様の意向も反映した形での区割り案を提案したいと。

まず一つは、住之江区ですけれども、全体として区割り試案3が北区・中央区分離を前提としまして、住之江区に関しては、南港東1丁目と2丁目、3丁目のその境界を境にしまして、住之江区のうちの咲洲・南港地区、これを除く地域、これを住吉区が含まれるD区、いわゆる新南区に編入する。また、南港東1丁目以外の咲洲・南港地区、これについてはB区(仮称)新西区に編入する。そして、福島区についてですけれども、福島区はB区から北区が含まれるA区(仮称)新北区に編入する。このような区割り案の変更を提案させていただきたいと思います。

その理由について、以下、述べさせていただきます。

まず、住之江区のうちの咲洲・南港地区を除く地域、これを住吉区が含まれるD区に編入するという点についてですけれども、まず住之江区は住吉区から1974年に分区いたしました。その当時におきまして、いまだ咲洲・南港地区は整備途上でありましたけれども、その一方で、平林地区から住吉区にかけては、その分区当時、既に整備が完了しておりました。このため、地域としてこの住之江区のこの地域というのは、住吉区とのかかわりが非常に強い地域であります。

また、南港東1丁目ですけれども、ここは現在、お隣の平林の連合町会に加盟しております。平林地区と関係が深い。また、小学校区、中学校区ともに、この南港東1丁目は平林地区と同じであります。この地域は平林地区に含めて考えるのが、住民目線から見て

も妥当であろうと考えられます。

なお、平成22年国勢調査によりますと、南港東地区と南港南地区の人口を見ますと、この問題となっている南港東1丁目にのみ住民がおられまして、この地区で分区しても大きな問題は生じないものと考えられます。

続きまして、南港東1丁目以外の咲洲・南港地区をB区に編入するという点についての理由ですけれども、この地域は臨海部や木津川沿いに大規模な工場が立地しており、近代から戦後にかけての大阪経済の発展を牽引してきた工場群を形成しております。これらの地域や港湾管理区域は一体的に所管するほうが、管理や将来の整備方針を考えるに当たっても効率的であると考えられます。

また、この地域は、USJあるいは海遊館など多くの集客施設を有するとともに港湾機能の強化による、さらなる物流拠点機能の向上、さらにはRを含めた新たなにぎわいの可能性を有する高いポテンシャル、魅力を有する地域であります。このように、今後、この大阪経済を牽引していく可能性を秘めた地域であるということから、一体的に捉えましてB区とさせていただきたいと、このような理由です。

最後に、福島区ですけれども、福島区をA区に編入する理由ですけれども、まず福島区は、1943年、北区、西淀川区、此花区の一部により誕生しております。北区と関係が昔からございます。今、うめきた開発を行っておりますが、当該地域の周辺地域に、一部、福島区が含まれており、今後の地域開発を行っていく上に当たりまして、非常に関連性が高いものと考えられます。

また、なにわ筋線、これはうめきたの北ヤードの北梅田から福島駅を通るルートが現在検討されているところであります。また、例えば、北区にある浦江八坂神社、これが福島区の氏神となっているというように、住民間での交流が盛んでありまして、住民にとっても北区と福島区の境界は象徴的な境目がなく、いつの間にか越えてるといったようなイメージでありまして、住民意識の点においても、福島区と北区を一体として捉えるのが妥当であると考えられます。

以上から、当初提案しましたとおりの区割り案の変更を提案させていただきたいというふうに思います。

(浅田会長)

ただいま置田委員のほうから5区、すなわち北区・中央区分離案に変更を加えて、新たな区割りとするという御提案をいただきましたが、今の御提案、あるいは御提案にかかわっての説明に関しまして、何か御質問、御発言等はございませんでしょうか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

大阪府議会議員、新田谷です。

先ほどの今の住之江区を割って福島区をA区に入れるという案ですけれども、福島区をA区に入れるというのは問題ないと思うんですけれども、住之江区を二つに割るということは、私も衛星都市の議員ですけれども、いろんなタウンミーティングに出席させていただきまし

たときに、住之江区の一部の人は、住之江区はこの大和川流域でいろんな横の連携があるから、このD区のほうに入れてほしいという御意見もありましたし、いろいろあった中で、こういう分け方をするのが妥当かなとは思うんですけども、一つ気になることは、いろんなところで五つに分けたときに、「区役所が五つになるのに、私らどこへ行ったらいいの、遠くなるんじゃないの」という質問に対しては、「いや、従来の区役所はそのまま支所として置きますよ」と、「だから、そこへ行ってくれたらいいですよ」というお答えをしていました。

ということは、これ今回、単なる割ってするんですけども、瞬間的に言えば、24区を25区にして、その後、五つに割るという考え方になりますので、この分割された住之江区の東側、西側において、それぞれ市民サービスのインフラというものが、それぞれ整っているのかどうか。

これ先日ちょっと、教育の問題で、ある別のところで質問させていただきましたけども、それ以外にも福祉とか医療、あるいは一番大切な住民票とかとる、一般的な住民が一番利用する件に対しまして、新しく分割したところにそういったものをつくってからやるべきではないかなという気はするんですけども、その辺の対応はできるんでしょうか。

(浅田会長)

これはどなたに御説明いただきましょう。

橋下委員。

(橋下委員)

知事と府議会の皆さんの御協力で、いろいろこちらの広域も、こちらのB区、力を入れてもらっているところであるんですけども、大阪市としても、特にこの咲洲地区は、今後、基礎自治体としての地域として、しっかりまちづくりをやっていこうという方針を出しまして、近々、咲洲地区において、特別に施策を打ち込んでいくような、そういう方針を出していきます。

咲洲トンネルについては、大阪市としても既に無料にしておりますが、港区とつながりがよくなっているんですが、まだまだ交通もインフラがきちんと整備されていない、十分行き来ができないという声も聞いておりますから、これからきちっと交通網のインフラ整備も考えていきますけれども、その間、住民サービスが低下しないように、きちっとそういう支所的な、そういう役割を担うような、そういうものは考えていきます。この咲洲地区の基礎自治体としてきちっとまちづくりをやっていく、その方策の中に入れ込んでいきたいと思っています。

24区それぞれの区を前提とすれば、今の区役所が支所的になると思うんですが、今回、咲洲の部分だけですから、今の区役所と同等のものでなくてもいいと思っていますので、この住民の皆さんの便に資するような、そういう施設はしっかりと大阪市の今のこの段階で、きちっと方針を固めていきたいと思っています。

(浅田会長)

新谷田委員、よろしいですか。

(新谷田委員)

はい、結構です。

(浅田会長)

三田委員。

(三田委員)

今、置田委員から説明がありましたこの線引き、こちらのほうの地図だとは思いますが、実はこの南港東4丁目のラインが書かれている右側の部分、これ今ずっと埋め立てが始まっているんですよ。埋め立てができるとう陸地になるんですけども、今のこの線引きだと、何かここだけが浮いてしまうような感じがするんですけども、大丈夫なんでしょうか。陸地になるところ。一度そういうことも考えて検討していただければなと思ったんですが。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

大阪維新の置田です。

先ほどの提案の中の理由でありましたとおり、この南港東1丁目地区と平林地区というのは、既に今現在でも小学校区や中学校区が一体となっているといったような形で、地域としての一体性というのは既にありまして、そういう意味でも地域的な一体性という意味では、特にそこで分断することに大きな問題はないかなと。

東1丁目以外の2丁目、3丁目あたりのエリアというのは、住民が現在住んでいないということで、東1丁目の住民の皆さんをどうするかというようなことが問題となってくるとは思いますが、そういう意味では、この提案したような線引きでやるということに合理性があるのかなというように考えているところです。

(浅田会長)

三田委員、よろしいですか。

(三田委員)

これ、まだ全部がこのままじゃなくて、今、言ったみたいにラインを変えることもできるってことでいいですか。ここは今、埋め立て始めてるんだよね。まあいいや、細かいことですので、はい。

(浅田会長)  
いいですか。

(三田委員)  
はい、いいです。

(浅田会長)  
橋下委員、何か補足ありますか。

(橋下委員)

区割り案については、これまでずっと4案で法定協議会で議論をしてきまして、昨年の年末に、もうそろそろ1案、特にこの5区分離案と言われるものに絞るべきではないかという提案をさせてもらったところではありますが、4案で議論されていたことは、報道がどう伝えているかどうかわかりませんが、住民の皆さんにはそれは伝わっているものという、ある意味、擬制のもとで物事を進めていかざるを得ないところもあり、4案でずっと議論してる中で、最後、市長選挙で大阪維新の会のメンバーが、それぞれの議員が、大阪府議、大阪市議、堺市議も含めて大阪市内を駆け回ってタウンミーティングをやっております。

それに加えて、市長選挙として僕自身が候補者として、いわゆる集会所、公民館等のタウンミーティングは1区大体2回ぐらいですか、街頭でのタウンミーティング、これも通常の政治家の行う街頭演説のように10分、15分で終わらせることなく、大体質問も無制限に受けて2時間から3時間の街頭でのタウンミーティングというものも1区で2回、2カ所、3カ所、かなり住民の皆さんの意見を聞かせてもらいました。もちろんそれが全てだとは言いませんけども、これまでの地方政治、特に大阪市議会議員選挙や大阪市長選挙で行われてきたタウンミーティングに劣ることのない、それだけの数と質でタウンミーティングを重ねてきまして、大阪維新の会のメンバーそれぞれが住民の皆さんの意見を酌み取り、僕自身も住民の皆さんの意見を酌み取った結果、この5区分離案にさらに修正がこのようにかかったというような次第でこういう提案になったかと思えます。

もともと区割り案については、4案からスタートして、住民の皆さんの声を聞いて最終確定するというプロセスを当初から掲げておりましたので、住民の皆さんの声を聞くというのは、この選挙の最中にタウンミーティング以上のものはないと考えております。

特に住之江区のこの境界線については、いろいろな意見があるところではあるんですけども、行政的なまちづくりのこれまでの経緯と、それから最後は住民の皆さんの声というところで、このような線になっています。ですから理屈だけの話ではありません。ただ、理屈も一定きちっと踏まえて、この貯木場の経緯なんかもきちっと踏まえながら、当初この貯木場も全部西区に入れるべきかという議論もあったんですけども、ただこれまでのまちづくりの経緯、この埋め立ての経緯とかそういうところも踏まえながら、そこの整合性をとりながら、最後はこの南港東地区は住民の皆さんの声を重視して、ちょっと複雑ではあるんですけども、こういう境界線になりましたけれども、これは政治と行政をき

ちっと融合した形で、バランスのとれた線だと、行政だけではこういう線は引けませんので、最後は住民の皆さんの声を酌んだ政治的な決定の部分もあるということで、僕は今回の区割り案修正については、非常にうまくまとまった。特にこれ以上の住民の声を拾える手法はないぐらい住民の皆さんの声を拾った上での区割り案の変更ということで、僕はこれが妥当だと考えております。

(浅田会長)

それでは、ただいまの置田委員の御提案につきまして、そのほか御質問、御発言等ございませんでしょうか。

紀田委員。

(紀田委員)

これは大阪維新の会の提案ですので、提案しといて質問するっていうのはどうかなというところがあるんですが、ほかに私たちが質問しないと質問できませんので、議事録に残すという観点から質問をいたします。

かつて私たちは、やっぱり理想的な基礎自治体というのは人口30万人規模であると訴えて制度設計に入りました。私、この協議会、きょうが最初ですけども、その一つ前の条例の協議会、そして大阪府だけでやっていたときにそんな話をずっとしていたのを覚えています。その後、実際法定協が立ち上がって、役所を使っているいろいろお金の話とかを計算していくと、人口50万規模のほうが早期に大きな財政的な効果を上げることができると、そのような結論を得て、この50万をベースに4区案というものが出てきて議論が進んできたわけですね。

今回、新しい区割り案、この試案3との比較なんですけども、これを見ますと、人口がB区のところは34万人少し、将来人口、ここが判断のメルクマールになっていたんですけども、30万を切るんですね。こうなってくると、財政的に効果が出るのがおくれると言っていた、あの30万の規模に近づくわけですし、この新B区は特別区として将来持続的に発展していくことが可能なのかなというところは、これはちょっとしっかり確認しておかないといけないところだと思うわけです。

その上であれば、このB区というのは、より港湾地区としての性格が先鋭化されるので、IRを誘致するなり、より港湾地区としてのまちづくりに特化できるので、大阪全体として、より整合性を持った自治が展開できるんじゃないかなと思うんですが、この財政的な裏づけというのはどうなってますでしょうか。

あと、財政調整制度というのは、前回これ、よその方がおっしゃって試算しましたけども、将来にわたって財政調整制度というのは、しっかり全区、このB区も含む形で全区賄う形で運営可能なかどうか、この2点を質問させていただきたいと思います。

(浅田会長)

紀田委員に申し上げます。財政調整に関しましては、この後で協議の対象になっておりますので、とりあえず第1問目、1番目に関しまして。

(橋下委員)

僕が後で言います。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

今、紀田委員から御指摘をいただきましたけれども、我々事務局で正直まだ検証作業をしているということではございません。したがって、当然、今日こういう形で協議会で御議論いただいて、方向性が示されれば検証していくという形になりますので、どれだけの財政を持つ自治体になるのか、あるいは財政調整がどういう形になるのかというのは、そこは少し検証させていただかないと、きょうの段階ではちょっとお答えをできるという状態じゃないので、御理解をお願いしたいと思います。

(紀田委員)

では、最終的な協定書の決議までには、しっかりと、「これで大丈夫ですよ」ということは示す必要があるということ意見を意見として述べておきます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

まさにこういう議論を、本当は自民党や民主党や共産党や公明党と本当はしなければいけないところを、彼らはもう大阪都構想反対論ばかりで全くこういう議論にならなかったのは非常に残念で、維新の会があえてこういう質問をしなければいけないというのも、ちょっとおかしな話なのかなというようには思ってるんですけども、実はそこも非常に重要なところなんですけど、この前提は、財政調整制度を使えば各特別区、財政運営ができるように調整ができるという、中身についてはこの後の議論になりますけれども、この都構想をやった時の全体の財政効果というものがプラスになる以上、それをきちっと配分すれば、各特別区はその財政調整制度をつくって財政運営はきちっとできます。

この大阪都構想については、維新の会以外の会派が、財政効果というよりも行革効果ばかりを取り上げて、額が少ないだとか意味がないだとかいう議論をしていましたが、いわゆる行革効果や財政シミュレーションというものは、きちっと財政運営が最低限できるかどうかを確認するものであって、これは大阪全体で見たときの財政シミュレーションを見れば、きちっと財政運営ができると、プラスになるということは明らかですから、あとは財政調整できちっと配分すれば、各特別区、財政運営はできます。

ただ、それに加えて、どこまで将来伸びていくかということは、それは各特別区がこれから作り出すマニフェストや、その各特別区の運営次第ということもあると思いますので、そこは今度しっかりと各特別区ごとのマニフェストをしっかりと政治的にも打ち出し

て、特別区となった以上、こういう形でプラスを目指していこう、プラスというよりもより伸ばしていこうということは出していくと。この段階では、都構想についての財政調整制度を使えば、各特別区、財政運営が破綻することはないということさえ、しっかり示せばそれで十分かと思ってます。

(浅田会長)  
紀田委員。

(紀田委員)

特に都構想については、節約運動だと思っている人がいまだに多くて、非常に不本意なんですけども、これ、基本的には成長戦略を実施できるための合理的な役所なり地方政府をつくっていきたいと、そこに尽きるんです。

その意味で、今回の新B区は、紛れようもない、まごうことなき湾岸区としてのキャラクターがはっきりするので、その目的に向かって、将来像に向かって、すごく合理的な都市政策をやっていける私はポテンシャルがあると思うんですね。その意味で、これは次に議論するということなんですけども、きちんと特別区としてこれが持続可能なんだと、人口は将来30万人を切るけども、可能なんだということが担保されているんだったら、私はこの案をやるべきだと思っっています。だからこそ提案しているんですけどね。ちょっと何でこの質問をしているのかっていうのが非常に難しい。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

いや、紀田委員もわかっていながら質問しなきゃいけないっていうのはつらいと思うんですけどもね、僕らがこの議論をきちっと表に出さないことには、報道もわからないままですとこれ、やっていますので、繰り返しになりますけども、財政シミュレーションというものは、都構想がそれでやるかどうかを決める唯一絶対の何か理由ではなくて、各特別区が財政運営がきちんとできるかどうかをきちっと見る指標ですから、各5区も収入の高いところ、税収の高いところとそうでないところがある中で、最後は財政調整できちっとやっていきましょうということが前提となっています。

それを考えると、とにかくこの5の特別区は財政運営はできることは間違いありませんので、マイナスになることはありませんから、財政調整制度を使えば。あとは成長戦略、今後の各特別区の将来ビジョンというものをしっかり打ち出して、特にこの湾岸区のほうは統合型リゾートも誘致がもう視野に入ってきていますから、必ずここは将来伸びる地域だと確信をしています。

(浅田会長)

そのほか。

置田委員。

(置田委員)

維新の置田ですけども、みずから提案しておいて質問するというのもちょっと変な話なんですけども、恐らく他会派がこの場にいらっしゃったら指摘するであろうと思われる点をちょっと指摘したいなと思うんですけども、私は阿倍野区でしてD区に当たるんですけども、これ今回住之江区の一部が入ってくるということによって、直近の平成22年度時点での人口、これが69万になるというところでありまして、これが我々としては30万なり45万ぐらいが基礎自治体としての適正規模だと言ってきたのに比べて、人口がちょっと多過ぎるんじゃないかというような批判が、恐らく他会派がいらっしゃったら出ていたんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えかなというのをちょっとお聞きしたいなと。

私個人としては、それは要するに、地域としての一体性というか、そういったものを重視するのか、それともあくまでも30万なら30万という形で機械的なところをとるのか、その辺のどっちを重視するのかなというところの兼ね合いなのかなというふうに思っているんですけども、そのあたりいかがでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、もうこの区割り案については、もう行政的な理屈の話だけでなく、最後は住民の皆さんの意識といいますか、そういうところが最後、重要になってくるので、その合わせたものといいますか、ミックスしたものだと思うんですね。

ですから、当初は30万が一番合理的なんじゃないかというところからスタートしましたけれども、いろいろ計算すると、やっぱり30万で特別区を構成すると、さっき紀田委員の指摘のあったように、どうも財政シミュレーション上、これは運営できなくなりそうだというところが出てきたので、そこを考えて、50万というところを基本にベースにしたと。

もちろん人口が少ないほうが住民により身近にということにはなるんですけども、財政運営ができなければ元も子もありませんし、さらにその上で、まちづくりの一体性とか、これまでの地域の歴史的な経緯とか、住民間の皆さんの意識とか、やっぱり最後は政治的な、ある意味、判断というところを入れ込まざるを得ないところがあると思います。

ですから、南区は確かに人口が多くなりますけども、これ、本当に基礎自治体として全く運営できないということであれば問題ですが、東京の23区を見ても80万とかそういう特別区がある中で、この南区、若干人口が多い区にはなりますけれども、財政運営はできると。ある意味、この区割り案というのは、できる範囲であれば、それは採用して、今

の大阪市役所体制は市長1人の選挙で選ばれた長よりも、複数の選挙で選ばれた長を大阪市内につくるということのメリット性を考えた場合に、人口規模とか財政運営のところは、ある意味できる範囲であればそこでおさめてもいいんじゃないかと、行政的な理屈と最後は住民の皆さんの意識、合意というところで、若干、理屈どおりの30万規模というところにはいかななくても、それは全く問題ないと思っています。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

南区の住民ですので非常によくわかるんですけども、この南区というのは、本当にこのD区、平野、東住吉、阿倍野、住吉、住之江というのは、ずっとこの沿革をたどっていくと、昔、住吉郡という形で一つの地域だったんですね。そこから住之江が分離したり、阿倍野が分かれたり、東住吉に分かれ、さらに平野が独立したという形で分区していったという経緯がありまして、もとをたどっていくと住吉郡という形で一つのまとまりだったと。

いろんな地域を訪ねていくと、本当に地名が、阿倍野区にも住吉高校というのがあるんですけども、何で阿倍野区なのに住吉高校があるのかなというのは、そういう歴史的な沿革が理由なんですけども、そういうのも本当に地域の皆さんの理解というのは、本当に得やすいなという、本当に地域でその一体性は非常にあるというのが本当に間違いないなというふうに思っていますので、その辺を重視した区割り案なのかなというふうに理解しているところです。

(浅田会長)

その他。

(橋下委員)

何か他会派がいいようなことをみんなで言い合ったほうがいいんじゃないですか。何を言いそうですかね、共産党とかは。反対しか言わないですか。何か市議の皆さんから問題点とか何かないですか。

(坂井参考人)

発言していいですか、参考人ですが。

(浅田会長)

はい、御発言がおありでしたら。

では、坂井参考人。

(坂井参考人)

恐らく新しい区割りについて問題になるっていったら、医療とか、それから福祉、教育、

あるいはコミュニティーが壊れないかどうかとか、それから文化的なもの、特に今まで歴史を持っているというようなところを一体として守っていけるのかという、こういう質問が出てくると思うんですね。

その中で、一番、今回で問題かなという、したがって、これから特別区になったときに特別区が努力しなければいけないというところはどこかなと、こう考えたときに、やっぱり医療のほうで福島区は民間の医療機関も含めてかなり充実しています。それが今回、北区のほうに行くと。それからもう一つは、新しい住之江をこういうふうに分割したときに、やっぱり咲洲地区について、民間の病院も含めて、どういうふうにそれを守っていくかといいますか、そういう点が質問として来るかなというふうに思います。

我々のほうの医療についての、医療機構をつかってより充実させるという方法をとるんですけども、それはやっぱり3次救急とか、あるいは先端医療とかというような、こういう公的なのが担うと思うんですけども、そうじゃないという1次救急、2次救急というところ、それについては少しチェックがやっぱり要るかなというふうに思います。

(浅田会長)

今、坂井参考人のほうから言及がありましたが、福島は医療体制が充実していると。その医療が福島が北のほうにひっついてしまうことによって、この湾岸、西区のほうの医療体制がちょっと脆弱になってしまわないかという危惧をお持ちのようですが、これに対して橋下委員、何か。

松井委員。

(松井委員)

この医療に対しての大阪全体での役割といたしまして、これが各区、新たな特別区ができることで、現在、府民の皆さん全体が受けていただいている医療サービスが低下することはありません。今でも大阪病院機構の医療サービスについて、これは府域のみならず関西圏域から、その高度な医療を受けたいということで、これもお受けしているわけであります。

だから、この新たな区割りをした時点で、現状の医療サービスが劣化する、低下するようなことは一切なく、また、新たにその区ができて特別区長が選挙に選ばれたときに、住民ニーズとして、僕は衛星市の住民ですからその衛星市の中で、要は首長が、市民の皆さんがちょっと民間病院を誘致してほしいという話になれば、その民間病院を誘致するために、さまざまな誘致のためのいろんな補助だとかなんだとかいろんなものを考えながら、民間病院を、八尾には徳洲会、医真会、そういう医療法人が多々ありますけども、そういう形で進出してきてもらっています。そこへは公費は投入せずに、1次医療、2次医療サービスを充実させているということになりますから、この新たな特別区ができれば、そういう形で住民ニーズに応じた民間病院の誘致というのは、これはもっとどんどん進んでくると。

何が言いたいかというと、現状の医療サービスが、このことによって低下することは一切ないと。今でも別に各区に公立の病院がない中においても、現状の民間病院のそういう

立地状況の中でも、大阪府域の全ての府民の皆さんの医療に対するサービスというのは現状でやっているわけですから、これが区が分かれることには余り医療体制が劣化するとか低下するということの心配はないんじゃないかなと、こう思っています。

(橋下委員)

関連していいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これも特別区設置によって住民サービスが低下する、低下すると反対派の自民、民主、共産の各会派の皆さんは、そればかり抽象的に言いますけれども、具体的にこれからの協定書、これをまとめていくと、住民サービスには影響しないということがはっきりします。現在の住民サービスは維持したままで、役所の組織を変えるだけですから、住民サービスは一切低下はしません。

さらに、大阪市長選挙のときに、毎日新聞がまた橋下を落とそうと思って必死になった報道の中で、本当にとんちんかんな記事が出ていました。といいますのは、これB区になると全部、津波被害に遭ってこの地区は水没するっていうんですね。これは大変本当にB区の方に失礼な話だし、何を考えているんだと、区割りで津波被害に遭うかどうかが変わるなんて何を考えているのかが、さっぱりわかりません。津波被害は、これは津波被害対策できちっとこれは対応する問題であって、行政区の区割りをどう変えようが、津波被害には一切これ関係ありません。当たり前の話なんですけど。

ですから、B区をつくらうが、つくるまいが、仮に大阪市をこのように五つに分けなくても、大阪市役所の一つの体制であったとしても、津波被害対策をやらなければここは津波被害に遭うわけですよ。それをいかにも五つに分けた途端に、津波被害に今以上に遭うリスクが高まると言わんばかりの、毎日新聞の誤報は、誤報というよりも、ばかな記事ですけども、あれはちょっとここできちっと違うということは、もう一度明確化しておきたいと思います。

行政区割りによって、津波被害に遭うかどうかは全く関係なく、それは津波被害対策の問題ですから、むしろこのように大阪市内を5の特別区に分けて、基礎自治体と広域行政の役割分担をしっかりやれば、これは府議会の皆さんや知事が、今以上に大阪市内に対して、津波被害対策にコミットしてもらわなければいけないと。今は大阪市役所と大阪府庁が同じぐらいの財政規模、そういうものを持っているところもあるので、地域で分断して、大阪市内はもう市役所がやれと、それ以外は大阪府庁がやるということで、非常に整合性が合わなかったところを、今回、知事と府議会が旗を振ってもらって、大阪府の方針に市がついていったような形になっています。

さらに、この新しい特別区設置になると、今のような維新の会や知事、市長の属人的な間柄で大阪全体の津波被害対策が一体的に進むという、属人的に進んでいるものが、この

ように特別区設置をして、広域行政と基礎自治の役割分担が明確化すれば、今以上に、僕は津波被害対策が充実するものだと思いますので、むしろ、B区になったほうが、より今よりも、津波被害対策、リスクは軽減されると考えています。

(浅田会長)

坂井参考人よろしいですか。

美延参考人。

(美延参考人)

先ほど、橋下委員のほうから野党的なということで、野党であったら多分言うと思うんですけども、私はもう北と福島は、私は北区の選出ですから、北と福島を一緒にするのはもちろん大賛成なんですけども、じゃあ、これから、例えばうちの区もここに変わってほしいとかいう、そういうことが出てきたときは、どういうふうに対応されるのか。それちょっとお聞かせ願いますか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは、もう声を聞き始めるといろんな声があるかと思うんですけども、やはり、これはもう最後、総合判断ということで、今回、市長選挙に伴って、大阪維新の議員の皆さんが、府議会、大阪市議会、堺市議会の皆さんが大阪市内駆けめぐって、また僕自身も大阪市内を駆けめぐって、そして、最後、維新のメンバーでしっかり議論した上で、今回の修正までということを決めたということになりますので、いろんな住民の皆さんの声あるかもわかりませんが、最後、総合的な政治判断として、この修正までということにしていきたいと思っております。いろんな住民の皆さんの声があることは承知してはいますが、全てお聞きするわけにはいきませんので、最後は、維新の会の政治的な議論の中で、この修正案で確定というところで決めていきたいと思っております。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

先ほどの橋下委員の話もそうなんですけど、これはとにかく50年、100年、もうとにかく大阪市と大阪府のさまざまな二重行政の話と。そして、大阪が市がいつまでたっても、大大阪時代ということで、大阪というエリアは大阪市なんだという、そういう話が、そういう行政のシステムでずっときた。そんな中で、今でも行政区はあるんですけど、新たな自治区を設置しようという、こういう議論をずっとしてきますと、メディアも含めて、先ほどの毎日新聞の記事もそうなんですけど、この線引きで国境ができるんじゃないのと、

そういう何か誤解というか、そういうふうな形で、どうも伝わるところがあって、要は、これは行政の線引きの話であって、まさに、ここに壁ができるのではないと。だから、先ほどの橋下委員の津波がくれば、全て、これは水没するというのは、このB区の東の端のラインで、壁つくれば、これはもうその部分だけ隔離されるということになりますけど、そういうところが、やはりちょっと、言えばすぐわかってもらえますけど、誤解があるところと思います。だから、自分の区が、こっちの区というのは、それは行政の組織として、そちら側で自分たちの区長を選ぶだけであって、それはもう全然、地域のつながり。今までの北区と福島区のつながりも、それはあるでしょうし、福島区の人が、此花の皆さんといろんな人間関係があるのは、こういうものと行政の区割りというものを、これはもう全然関係ないんですよというのは、しっかり説明しなければならないと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

とにかく自民党、民主党、共産党ももうきょう来ていませんけれども、大阪市の24区体制はもう破綻しています。だから、今の現状の不幸に目を瞑って、新しいもののリスクだけを過剰に取り上げるといえるのは、これはもうある意味、日本の政治家の特徴なのかわからないですけども、今の現状、24区体制は完全に破綻してしまっていて、こんな24区、大阪市の24区なんかで、行政はできません。24区があるから、もういろんな施設にしても、何にしても24カ所つくらなきゃいけないし、施設の統廃合となっても、24区が前提となっていますから、ダイナミックな施設の統廃合もできないと。この大阪市役所の24区体制というものを、ずっと維持してきた大阪市議会というのは、完全に間違っています。これはもう自分たちの選挙のことしか考えていないです。市民のことを考えれば、これだけ細分化された行政区を持つなんていうのは、ふつうあり得ないのに。大阪市議会議員は、この細分化された行政区のほうが、選挙通りやすいわけです。中選挙区制で、わずかな票で当選してくるということになりますから、日本全国の政令市を見ても、これだけ細分化された行政区を持っている大都市というものは大阪市だけでして、ここを改めなかった大阪市議会というのは、僕は本当に市民に対して謝らなきゃいけない。失礼きわまりない。自分たちのことだけを考えて、大阪市民の税金を無駄にしてきた大阪市議会のあり方というのは、僕はやっぱり許せないと思います。ですから、この大阪都構想といえますか。特別区設置に対しては、もう入り口論のところから猛反対かけて、あら捜しばっかり、自民も民主も共産党もやってきていますけども、まずは、この大阪市役所の24区体制の問題点というものをしっかり反省するところから始まらなきゃいけないのに、それをやってこなかった大阪市議会の自民、民主、共産というのは、僕は本当に市民に対しての背信行為だというふうに思っています。ですから、この24区体制は絶対に改めなければなりません。

(浅田会長)

そのほか。

吉村参考人。

(吉村参考人)

先ほど防災の話が出て、これはまさに政策の話だと思うんです。今、確かに湾岸地区、今回の修正の区割り案になりますと、より一層、この湾岸地区の特性というか、そういうのがフォーカスされる区割り案だと思うんです。その、あの防災の被害の想定についても、避難活動をしなないことを前提の場合と、そうじゃない場合と圧倒的に差が出るというところで、避難活動をする。まさに、そこは基礎自治体というか、そういう非常に小さなエリアにあったほうが、しっかりとこれは避難活動のその区長が旗を振れるようにはなると思うんですよね。今の大阪市体制ですと、はっきり言ってこの湾岸地区にどれほど力が注がれているのかなというのは、非常に疑問なんです。例えば、コスモスクエア付近の開発にしても、空き地が非常に多いような状態で、今のこの大阪市政の中でどれだけその、本当に地震はあした起きるかもわからない状態の中で、スポットがどれほど当てられているのかなというのは、非常に疑問なので、まさに、ここはしっかりと湾岸地区の特性を出して、まさに、地震に備えるとか、被害に備えるということが、まさに必要なんだろうなというふうに思っています。そういう意味で、その防災というのは、この特別区にしたほうが、私はその基礎自治と、それから広域との役割がはっきりして、被害が少なくなるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、あえて言ってみれば、やっぱり広域の協力というか、それは必ず、これは必要になってくると思うんです、防災という意味では。基礎自治でできることといえば、最初の避難活動とか、その周知ということになってくると思いますので、その、そういう意味で、このB区の人口も少なくなって、財政調整はできるとはいえ、しっかりB区の意見とか意思とかが広域に反映できるような仕組みというか、それは必要なんじゃないのかなというふうに思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

そのほか、御発言はございませんでしょうか。

今井委員。

(今井委員)

ちょっと気になっているのが、ごみ行政にかかわってなんですけど、ごみの収集、分別、焼却、処分地ということを見ると、今、ゴージャスなあれがありますけど、ああいった今後の運営も含めて、処分地も含めて、どのような観点で取り組んでいくのかというのは、ちょっとわからなくて、サービスは民営化して、それぞれが民間が集積していくと。収集していくというのはわかるんですけど、あと処分、焼却とその後の処分地なんかは、どのような方向で。

(浅田会長)

今井委員に申し上げます。

今、新たな区割り提案が出てきて、それで御議論いただいていますけど、この後、事務分担について、御協議いただきますんで、もし一般的なことであれば、そこで。

(今井委員)

そこで聞きます。

(浅田会長)

横倉委員。

(横倉委員)

先ほど橋下委員が言われた24区という問題なんですけど、私も5区案に基づいて、私は今度、新中央区になるんですけど、西区ですけど、いろいろ各五つの区のそれぞれの問題点とか、いろいろ調べさせて、現地も行かせていただいたんですけど、例えば、西区においては、もう土地がないんです、全く。ですから、例えば、高齢者の施設をつくるということもない。また、子供たちがスポーツするとか、何かをする広場も余りないというような状況なんですけど、隣の浪速区、西成区には、もう膨大な土地が、空き地があるわけなんです。ですから、今の24区の体制では、西区がそこを何かで使うということになると、大変な抵抗があって、使いにくいというわけですが、これが一つになれば、同じ、例えば新中央区という区になれば、区の中で使うわけですから、何の遠慮もなしに使えるし、そういった施設も充実ができると思うんです。私は、それが一番のやはりメリットかなと。ですから、せっかくの中心部にありながら、大変な空き地がある場所、また、逆に中心地であるだけに、そういった空地も何もない。本当、住民のニーズが果たせないというような地域もあるという。これをやはり大きく組むことによって、それぞれが補完できるという、もう大変なこれメリットが、私はあると思っています。ですから、この5区案、私は賛成だということをおっしゃっていただいております。

(浅田会長)

そのほか、御発言等はありませんでしょうか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

この区割り案変更後の基礎データについて、先ほどからB区が、将来27万6,000人ほどになるとかという、いろんな意見があるんですけども、昼間人口も37万2,363人。これはあくまでも、今の状態で何もしなかった場合の、その地域の将来予測としか考えられないんですけども、これから将来、IRも含めて、僕もちょっこの湾岸部に、ミニ集会とか行ったんですけども、都市計画の担当の人がおられたら申しわけないんですけども、あそこ都市計画ちゃんとしているのと。トレーラーごちゃごちゃ通っているところ

るへ子供通ったり、まるででたらめな部分を、もう少し、これから将来、整理することによって、この昼間人口も、夜間人口もこの予測よりも、もっと多くなるんじゃないかと思っているんですけども、聞きたいのは、基礎データというのは、現状から何もしなかった場合の、それぞれの地域の予測をしておられるのか。それとも、我々が手をつけようとしておる、例えば、I Rなんかの効果も影響に含まれておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

(浅田会長)

大中課長。

(府市大都市局大中戦略調整担当課長)

今回、審査していただいていますのは、国調人口から割り出しておりますので、過去のトレンドと人口形態ですね。それを決めながら、大阪市のほうに予測人口を出させていただいたもので、計算させていただきます。ですから、新たな、今、先生がおっしゃっておられたようなI Rの場合も、そういう新たなものが含まれて検討しているわけではございません。

(浅田会長)

新田谷委員、よろしいですか。

橋下委員。

(橋下委員)

咲洲地区のまちづくりについては、きちっと考えますので、ちょっとそこは申しわけないです。今、号令かけてやっていますので。

それと、特に、この湾岸区のほうが、住之江の内陸部のほうがD区のほうに行きましたから人口が少なくなって小っちゃくなるという話はいろいろ聞くんですけど、ただ、言ってもこの規模というのは、ふつうの基礎自治体の昼間人口が34万人、将来が27万人というのは、全国1,700ある基礎自治体の中でも、かなり大きいほうですから、全く基本的には問題ないと思うんですが、I Rの誘致は今、知事と一緒にこの年内にある程度、方向性を示そうということをやっていますけれども。

もう一つは、咲洲のコスモスクエア、咲洲庁舎の横の空いている土地の、大阪市有地なんですけど、いろいろ市場調査をして、一定のニーズが見込めましたので、あそこの土地を一括で売却する公募の手続を、もう6月下旬から開始しています。この3カ月以内に、これは細分化した売却ではなくて、一括で売却をすると。かなり大胆な売却方法と、ある意味、大胆なニーズに対応したものでありまして、ただ、今、手続が始まっていますので、もう、これはもう公正にやらなきゃいけないので、中身については、もう具体的なことは一切コメントはできませんけれども、ただ、一定のニーズに基づいて、あそこのコスモスクエア前、一括売却をかけておりますから、この3カ月以内、ぜひ、まちが変わることを期待していただきたいと思います。

(浅田会長)

そのほか、ございませんか。

ないようですので、特別区の区割りについて、お諮りいたします。

今、維新の置田委員から御提案のありました区割りに、御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

御異議なしと認めます。

特別区の区割りにつきましては、試案3、すなわち5区、北区、中央区分離案をもとにして、福島区と住之江区の扱いを修正した案に決することといたします。

それでは、本日の協議事項の3番目。これまでの協議項目の方針決定について、協議いただきたいと思えます。

区割り以外の事務分担などにつきましては、これまでの協議項目につきまして、協定書案の作成に向けて、順次、方針を決めていきたいと思っております。

私のほうから、事務局に指示しまして、パッケージ案を踏まえて、この間の国との調整状況なども加えて、私の考えを整理しております。これに基づいて進めていきたいと思えます。

まず、ペーパー、私のほうから資料をお示しいたしております。会長提案、資料3をごらんいただきたいと思えます。

それでは、まず国との事前協議項目の説明、事務分担について、御説明申し上げます。

資料3をごらんいただきたいと思えます。

事務分担につきましては、法に基づき、国と事前協議が必要ですが、これまでの国との調整状況について、事務局のほうから御説明ください。

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

国との調整状況ということでございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

パッケージ案を去年夏に提出以降、国とは断続的に協議をしましてまいりましたが、事務分担につきましては、各省庁のほうも区割りなりが明確になって、特別区が中核市レベルの事務を担うということの実力にふさわしい力があるということであれば、基本的には中核市の事務、サービスについては特別区が担うということについて、大分、理解が広がっているという状態でございます。

本日、区割りのほうは決定されたんで、それを踏まえて出していけば、そういう調整はいけるかというふうには思いますが、ただ一方で、やはり特別区設置というものについて、法令については、まず法令改正については、東京都の特別区並みで進めて、それ以上の中核市でありますとか、政令市と道府県が担っている事務については、事務処理特例条例とか、あるいは、委託などの現行制度を活用して、まずは進めてはどうかと、こういうような御意見を国のほうからいただいているのも事実でございます。

我々としては、こうした国の考え方等も踏まえていただいて、この協議会の中で、事務分担の方向性というものを御議論いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(浅田会長)

事務局のほうからは、以上でございますが、今の御報告も踏まえて、御議論いただきたいと思いますが、まず、橋下委員のほうから、御発言。

(橋下委員)

法令改正でやるのか、事務処理特例でやるのかは手段の違いであって、僕はこだわる必要ないと思っています。かつて地方分権というものが、余りそういう声が叫ばれなかったころは、これは法律というもので、一気に変えていかなければいけないというところがあったんでしょうけれども、今は事務処理特例で、どんどん、いわゆる府県から、基礎自治体のほうに市町村のほうに事務処理を移していく。これは、大阪府も積極的に、大阪府内の市町村にやっているところでありまして、これは自治体の中で、自主的にやるような話でもありますので、我々は制度設計をやって、こういう形で広域行政と基礎自治を役割分担するんですよという設計図を、きちっとつくれば、示せば、それに合わせて法律と条例を組み合わせ、その設計図を完成させればいいわけですから、何が何でも全部、法律で国会議員の世話になって、特別区設置を実現するなんていうことは必要なくて、やっぱり国会議員のお世話になるところはお世話になって、法令改正が必要なところは、そこはお世話になり、そうではなくて、地方のサイドで、自治体サイドで自主的にできるところは事務処理特例でやるのが、僕はむしろ地方分権の趣旨にかなっていると思っていますから、国にお願いするところは、できる限り、最小限に抑えて、どうしても法律改正をしなければ、我々の力ではできない部分を、法律改正できちっと、その枠組みをつくってもらって、自分たちの力でできるところは、自分たちの力でやるということを考えると、法令改正は、基本的には東京都制度、ここをベースに法令改正はやってもらい、それ以上の事務移譲については、これは条例で、きちっと我々が責任を持って、地方で自主的にやっていくべきだと考えておりますので、大都市局のほうは、ある意味、効率性のことを考えて、東京都政の法令改正をまずやると、国の効率性のことを考えているんでしょうけれども、我々は公選職、政治家で地方分権というものを掲げて、この大阪都構想を進めている、その政治家の立場でいけば、効率性というよりも、むしろ我々の哲学、理念として、法令改正は必要最小限に、そして、自分たちでできることは、きちっと条例で進めるということが、むしろ我々、大阪維新の会の考え方に適するというふうに思っています、ちょっとその考え方は、若干、大都市局と違うのかもわかりませんが、結論としては、東京都政並みの法令改正。それ以上のことは事務処理特例で自主的にやると。そういう方向で進めていきたいと考えております。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

これは、手続の話でありまして、要は、住民、基礎自治体の住民サービスを、より身近なところで充実させていくと。それができればいい話で、実際に、今、大阪府では橋下知事から僕の時代までで、もう各基礎自治体に100を超える事務移譲をやってきていますんで、それで何ら問題は出てきていませんし、逆に、身近な基礎自治体でサービスを執行できるようになったという。これはもう現実、そういうことができてますんで、現実できている制度を使うという形でいいんじゃないかなと思っています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと注意しなきゃいけないのが、これは法令改正を東京都政をベースとした法令改正という、当初、大阪都構想を掲げたときに、もうさんざんやられましたけども、東京23区のような不十分な基礎自治体をつくるのかと、地方分権に逆行するということは、もうメディアにさんざんにやられましたけども、そうではないと。制度改正の部分で、国にやってもらうところは、東京都並みの部分の制度改正をやってもらうけれども、我々がつくるうとしている大阪都は、東京都政よりもさらに進んだ都政であって、そこは条例でしっかりやっていくと。その設計図が、このパッケージ案といいますか。もう既に、大都市局につくってもらった設計図がゴールのところなんですけど、それは法律と条例のミックスでやるということで、ここは我々しっかり発信をしていかないと、法令改正は東京都並みということで、またやられるかもわかりませんので、法令改正と条例を組み合わせ、我々が考えている大阪都構想を実現するということは、しっかり、また主張していかねばいけないところだと思っています。

(浅田会長)

今の橋下委員、松井委員のほうから、制度論、法改正についてのお話をいただきましたけれど、具体的なところで、先ほど今井委員のほうから、ごみのことについてお話がありましたので、この機会に御発言どうぞ。

今井委員。

(今井委員)

先ほど、ちょっと話させてもらったんですけど、一般の家庭ごみの対応もありますし、合わせて産廃の取り扱いもあるし、この間、滋賀県のごみのダイオキシンの問題があって、市の対応ということで、いろいろ問題も起こっていましたが、そういったことを考えて、どういうふうな形で、今後、管理・運営していくのかという、その方向も一定程度、やっぱり示していただけたらなと思いますけど。

(浅田会長)

これは、一回議論したことがあると思うんですけど、もう一度、どなたか御説明されませんか。

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

ちょっと今、対応をちょっとできませんので、ちょっと確認をして、また御報告をさせていただきますと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

今井委員、ごみの焼却の問題は、今、市議会でストップかかっているんですけども、一部事務組合で松原市と八尾市と大阪市で焼却場に関しては、一部事務組合をつかって、この特別区設置の話とは別に、ごみ焼却場はそのエリアでしっかり運営していこうということを進めているんですけども、ちょっと今、議会でストップがかかっている状態です。

(京極副市長)

副市長京極ですけれども、収集・運搬については、基本的には基礎的自治体の仕事ですから、これはもう特別区それぞれ担っていくと。これは、民間委託でやるとか、それは今、改革を、経営改革の項目で上げているところでございます。

それから、焼却処分については、これは基本的には今、一部事務組合をつかってやっていくということになりますんで、特別区が一部事務組合をつかって、それぞれ焼却工場を使って焼却していく。

それから、最終処分については、今、多分フェニックスを使っていますので、それは同じようにフェニックスの構成自治体として処分をお願いすると、そういう形で回っていくというふうに考えています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ごみ焼却場の一部事務組合、この特別区設置の話とは別にやりましょうということ、今、議会には説明しているんですよ。特別区設置とは、もう話を別にして、これは今でもやらなきゃいけないことだからということ、松原市と八尾市と一緒にやろうというふうには言っているんです。

(京極副市長)

だから、一部事務組合が、多分、この後のスケジュールとかということは、先、今の大阪市と八尾市と松原市といった関係で、一部事務組合が成立している。その中で、特別区が成立していけば、当然、一部事務組合の構成要素の見直しということになりますから、特別区がそれぞれ協議して、そういう形になると思います。

(浅田会長)

そのほか、事務分担に関しまして、何か御質問・御発言等ございませんでしょうか。  
紀田委員。

(紀田委員)

事務分担については、これまで議論されてきたとおり、中核市並み、東京都の特別区プラスアルファであることを、しっかりと大阪都では実現させるという、ここの大原則は、私はしっかりと訴え続けるべきですし、守らないといけないところだと確信しています。

手段については、法改正でやる必要は全くないと思っています。昔、私、電子商取引等に関する準則という事業を、公務員をやっていたときに担当したことがあるんですが、あれはかつて、インターネット取引全般についての、物すごく大きな法律案だったもののなれの果てなんです。そのときに、先輩に経緯を聞いたところによると、法制局に持っていったときに、これは既存の法律の組み合わせだとか、解釈変更とかで、全て対応可能でしょうと、どうしても、それでは不可能な法改正によるしかないことだけを抽出した結果、電子消費者契約法という4条ぐらいのめちゃくちゃ少ない法律と、それ以外の全ての50項目ぐらい以上の項目についての既存の法律の組み合わせの解釈ブックという形になったんです。やはり法改正っていうのは重いと思います。

今回の大阪の特別区つくるに当たっては、これは物すごく大きな明治の廃藩置県以来というか、少なくとも政令指定都市、大阪市が誕生して以来の大改革になるので、その意義は極めて大きいですが、基本的に大阪の問題です。

大阪の問題であれば、大阪の条例を変えるだけで、実現可能なわけですよ。であれば、むしろ法律に任せるのではなくて、自分たちで、大阪側で条例で対応すべきなんだと、私は思います。

(浅田会長)

そのほか。  
坂井参考人。

(坂井参考人)

僕のほうから、二つの点について申し上げておきたいと思いますが、今井委員のおっしゃったごみ問題ですね。これ特別区でももちろん担うことになるんですけども、家庭ごみについては、問題なのは、新中央区、ここはごみ処理焼却施設がないんですね、唯一ないところです。したがって、これをどうするかというのは、やっぱりきっちりと決め

ておかなければいかんかなというふうに思います。それが一つと。

それから、もう一つは、事務処理特例でやるときに、一番気をつけていただきたいのは、要は、住民自治という意味では、意思決定を、住民ができるということが、やっぱり最大のポイントになってくると思うんですね。したがって、事務をどんどん特別区でやるということに加えて、それを住民が決定できるという、こういう仕組みですね、それをぜひお願いしたいなというふうに思います。

(浅田会長)

そのほか。

橋下委員。

(橋下委員)

焼却場問題は、またきちっと市議会の皆さんとも議論させてもらいたいと思うんですけど、これまでのように自分のところで必ずつくるということも、ルール化しなくてもいいと思うんです。今ある状況の中で、一部事務組合化して、相互に負担していくと、相互に援助していくというような形でもいいのかなというふうに思っています。そこは、いろいろ議論させてください。

あと、紀田委員からもありましたけども、やっぱり今回のこの特別区設置というのが、他会派、特に、自民党や民主党や共産党は、もうしきりに都市内分権、都市内分権ということを使うんですけども、究極の都市内分権で、これ以上の都市内分権がないのが、この特別区設置で、彼らが言っている都市内分権というものは、曖昧・不明確、全く今、主張がないというところを、やっぱりきちっと抑えて、これこそが究極の都市内分権であり、これ以上の都市内分権を示せといっても、これ以上のものは出てこないというところまでの究極の大都市の中での分権改革だと、そういうふうに自負をしております。

紀田委員からは、中核市並みの権限を特別区に与える。これは、もう大原則は抑えた上で、さらに中核市プラスアルファの部分も目指していくと。特に、教員人事権なんていうのは、これは大阪府内で、初めて豊能地区のほうで教員人事権の移譲をやりましたけども、僕が住んでいるところでもありますので、いろんな話を聞くと、非常に評判いいです。これは、あれだけ知事時代反発をくらった豊中地域のいろんな人たちも、教員関係の人たちも、あれだけは合っていたと、賛成するといわれるぐらい、非常にあれは評判よくて、実際、皆さん御存じのとおり、採用試験なんかでも大阪府全体の採用試験よりも倍率は超えているような状況で、やっぱりあそこに住んで、自分の地域のところで教員をやりたいという人が集まってきているというのは、これはいい状況だと思うんです。そのかわり責任持ってもらおうと。そういう意味では、中核市並みの権限を、特別区に与えるのは大原則としながら、それ以上を目指していくということで、東京都政をより進化させたものが、この大阪における特別区設置だと、そういうこともしっかり言っていないと、何か、この自民・民主・共産が言っていることのほうが、都市内分権が進むというふうに勘違いされてしまったら困るので、究極の都市内分権だということは、しっかりと訴えていかなければいけないことだと思っています。

(浅田会長)

そのほか、御発言ございませんでしょうか。  
置田委員。

(置田委員)

先ほどの山口局長の説明を受けまして、ちょっと部局に確認したいんですけども、国の考えとしては、とりあえず特別区設置するタイミングにおいては、法改正でなく、事務処理特例で対応したらいいと。ただ、今後、将来的には、例えば教職員の人事権であるとか、児童相談所の設置であるとか、あるいは、旅券発行事務であるとかいったようなことについて、国のほうでも法改正に向けた議論というのは、当然、引き続きやっていくし、将来的には法改正で対応していくというような考えも持っているのかどうかと。というのは、特別区で、まさに、そういった事務を特別区のほうに移譲せよというような議論が、ずっとあったわけで、大阪においても、そういう事務処理、事務配分としては、そういった事務については、特別区が担うべきだという議論もあった中で、国のほうとしての現状、方向性というのはどういったものなのかというのを、ちょっと確認したいなと思ったんですけども。

(浅田会長)

山口局長、答えられる範囲で結構ですから。

(山口大阪府市大都市局長)

現在の国の状況、国との調整状況では、将来に向かって何かを約束していただくとか、そういう状態ではないです。まず、今回の特別区設置に向けての協議をさせていただいているということですので、将来、法令改正するとか、財源増やすとか、そういう、こういう御議論を調整をしているという状態ではありません。

ただ、今までの分権のいろいろな歴史的経過というか、そういうのを見ると、やはりまず地方側で、いろいろと動いて、それを例えば地方制度調査会等、あるいは、分権委員会等で、いろいろと都道府県から市町村へというような形で、権限移譲が法律化されてきたという流れもありますんで、こういう流れというのは、これからも当然あるんだろうということは言えるんだろうと思いますけれども、この件に関して、将来について、何か約束されているという状態ではないということでございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

置田委員、幾つか、先ほど言われた事務の中でも、法律改正をしなければいけないと国が持っているだけのもので、やろうと思ったら事務処理特例でもできるんじゃないかという解釈の違いのものも入っているんです。ですから、パッケージとして進めていく場合には、

まずは法令改正は、東京都政並みに進めておいて、個別具体的な事例で、国と解釈がもめたときには、それは事務処理特例でやるのか、法改正、個別で迫っていくのかは、これはまた次の段階で、我々が政治的にやっていけばいいと思うんです。これだけの大改革をやっていくときに、何千の事務事業のうち、一つ、二つを、どうしてもということこだわって、全体が進まないということよりも、まずはベースを進めて、今、置田委員の疑問点の中でも、恐らく一つや、二つぐらいのところだと思います。それも場合によっては、事務処理特例でもいけるといえばいけるもので、いや、国はちょっと待ってくれという、そういう解釈の違的なところが、一つや二つ出てくるかもわかりませんが、それはそれで個別に、政治的にまた我々が働きかけをしていけばいいんじゃないでしょうか。

(浅田会長)  
置田委員。

(置田委員)

まさに、本当にそのとおりだと思っていまして、まず、特別区設置というのは、我々の大目標ですので、現状できる範囲でやって、将来的に法改正に向けてやるということは、別途、別の段階でやっていけばいいかなというふうに思っているところです。

(浅田会長)  
そのほか。

(橋下委員)

わかっていながら質問をしてですけど。

(浅田会長)

御発言等ございませんでしょうか。

それでは、事務分担に関する方針を決めたいと思います。

先ほどの橋下委員の考えに基づいて、東京都並をベースに、事務処理特例条例等を活用して、中核市並みの特別区を実現する。この方針のもとに、速やかに国とも正式な事前協議をスタートするというところで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、今、申し上げた方針で、国との事前協議を速やかに進めるということで、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、これまでの協議事項のうちの2番目です。

税源配分及び財政調整について、御説明申し上げます。

これも会長提出資料の、きょう左側の下の、一番下の囲みのところをごらんいただきたいと思います。

これまでの協議で、税源配分につきましては、広域自治体と特別区の税源配分については、まず、一番上です。

広域自治体の税源は、地方税法が定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目。すなわち法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税。

それから、二つ目が特別区の税源は、上記を除く市町村税に相当する税目。すなわち、個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等であります。

それから、財政調整についての基本的な方向性につきましては、広域自治体、特別区、それぞれ事務分担に応じたサービスを提供できるよう、財源を配分するとともに、特別区相互間の財政格差を是正する。

1点目が、普通税3税、すなわち法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税と、地方交付税を財源とした財政調整制度を構築し、広域自治体及び特別区に配分する。

2点目が、調整手段につきましては、現行都区制度と同様、広域自治体が賦課徴収、調整を実施しつつ、特別区をより重視した仕組みを構築する。

3点目が、配分割合については、直近の実績を踏まえ、過去5年間の水準をベースに、広域自治体対特別区の割合を、24対76に設定する。できるだけ短期スパン、おおむね3年ではありますが、で検証し、見直す。

それから、4点目が、特別区財政調整交付金は、普通交付金、これが財政調整交付金総額の90%。それから特別交付金、この財政調整交付金総額の10%とするというものでございます。

ただいまの私のほうから説明させていただいたことにつきまして、御協議、御議論いただけたらと思います。

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

今、ちょっと会長説明いただきました普通交付金と特別交付金について、90%と10%にするという御説明いただきましたけども、パッケージ案のときは、そういう形で提案させていただいていたんですが、その後の国との協議によりまして、公債費の負担を一旦広域でそのまま、広域の会計の中で支出するのではなく、一旦、特別区に交付してから、広域のほうに負担してもらって支払っていくという方式にするように、協議が整いました。そうした場合、この普通交付金と特別交付金の割合は、ちょっと90対10という形じゃなしに、94対6という形に、ちょっと割合変わっていますので、ちょっと今の率だけ、ちょっと訂正していただければありがたいです。

(浅田会長)

わかりました。

それは、公債費をまず、特別区に渡すというところから増えた、減ったということですね。了解です。

紀田委員。

(紀田委員)

この財政調整財源に充てられている普通税3税、法人市町村住民税、固定資産税、特別土地保有税についてなんですけども、まず、法人の活動について、その上がった利益等にかける税金については、ここの法人の活動というのは、その法人の存する地域のみならず、その周辺に住んでいる方が、その地域を訪れることを、働きに来たり、いろいろすることによって得られたものに対する税収であります。

土地の価格、土地の価値についての税である。残り二つについても、その土地が価値があるかどうかは、商業地を見れば、すぐにわかると思うんですけども、その土地に住んでいる人だけの活動ではなくて、周辺に住んでいる人がそこを訪れるにことによって、生み出される価値が大きく反映されているものだと思います。その意味で、この三つの税目を調整財源として、周辺の地域の自治体との財政調整に用いることというのは、私は相当、合理性があると思います。

したがって、この財政調整の基本的方向性というのは、このまま可決するべきだと思います。

(浅田会長)

そのほか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

財政調整について、ちょっとお伺いしたいんですけども、今現在、基本、昨年度でもいいんですけども、大阪市の財政力指数がどれぐらいであって、その当該年度の普通交付税プラス臨財債の発行許可額というものが、昔のキャッシュでもらったときの交付税の金額がどれぐらいになるのかということをお聞かせ願いたいのと。

それと、今回A B C D E、五つに割ったときに、それぞれの区域を一つの市として計算したときに、それぞれの区域の財政力指数と、それと同じように交付税相当額、臨財債を含む交付税相当額が、どれぐらいになるのかという、要は、はっきりとA B C D E自体の財政力の差が出てくると思うんですけども、その辺の部分は試算されているんですか。

(浅田会長)

パッケージ案に記載されております。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

財政力指数、計算はできるんですが、今すぐ数字として、ちょっと手元にないので、必要でしたら、計算してお出します。

ただ、大阪市で交付税と臨時財政対策債、これを合わせた規模というのは、平成23年度ベースでいいましたら、広域に移転する分、移転することを予定するものを除いて、約1,088億円という形になっております。

(浅田会長)  
新田谷委員。

(新田谷委員)  
それに対して、この新しく五つに割ったときに、今度の交付税の計算というのは、それぞれが五つの東京都の区とか、我々の衛星都市の市と同じような形で、基準財政需要額とか決めて、交付税を算入するんじゃないですか。大阪市の従来 of 金額で固定されるんですか。

(浅田会長)  
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)  
特別区制度の場合は、一般の市町村のように地方交付税がダイレクトに行く仕組みではございません。都区合算制度という形で、一旦、大阪都、いわゆる大阪府、都のほうに交付税が市町村分も含めて入ってくる。それを今回、財政調整財源として法定3税と、地方交付税の市町村相当分、こういうものも含めて、財源として各特別区に配分するときに、交付税制度に準じた都区財政調整制度の基準財政需要額というのをつくってやることになりますので、ふつうの市町村でいうところの基準財政需要額とは、また別の仕組みをつくる形になってきます。よく似た仕組みはあるんですけども。

(浅田会長)  
新田谷委員に申し上げます。

今回から、初めての御参加ですので、今まで財政調整の部分、去年、一昨年、議論している中に入っておりますので、それを御参照の上、御質問等ありましたら、また、個別にやっていただけたらと思います。どうぞ。

(新田谷委員)  
その辺の仕組みはよくわかっているんですけども、トータルとして、大阪市単独で今やっているのと、五つに割ったときと、トータルとしての交付税とか、臨財債の発行額はふえるんですか、変わらないのですかと聞いているんです。

(浅田会長)  
手向部長。

( 府市大都市局手向制度企画担当部長 )

過去の法定協でも、その交付税が減ることはないのかという御質問もいただいております。その部分につきましては、今回、国とも調整させていただいている中では、基本的に、今の大阪府、大阪府で交付されている交付税と、新しく特別区移行後の広域団体と特別区の交付税、これについておおむね同水準ということをめどに、今後、検討いただくという方向で、国とは話しているところでございます。

( 浅田会長 )

橋下委員。

( 橋下委員 )

もしかすると、新田谷委員の疑問を僕が的確に捉えていないのかもわかりませんが、多分、これはなぜ分市にしないのかという議論が、かつてありまして、これは僕、どこかの東京で会見やったときに、何年前か忘れましたが、朝日新聞のすごい地方分権に詳しい記者が、そんなの都制度なんかやらずに、その当時は東京都制度というものは不十分な23区を生み出すということで、さんざん批判を受けていたときで、そんなもの都制度なんかやらずに、地方分権の観点からすれば、分市にしたらいいじゃないかと。それぞれ五つなんだったら五つ、通常の地方公共団体をつくれればいいじゃないかということ、朝日の地方分権に詳しい記者が言ってきたんですけど、それはわかっていないですねと言ったんです。というのは、もし、これ分市にしてしまうと、それぞれが単独で地方交付税を受けると、地方交付税制度というのは黒字団体は黒字そのまま全部認めるんです。赤字のところだけに入れるじゃないですか。そうすると大阪市の今の中央区とか、北区は1,000億円以上、税収で黒字の部分があるのが、それ全部握らせておいて、赤字の部分だけに国税を入れていく形になるわけです。これ膨大な国全体の税負担になって、2,000億円ぐらいプラスアルファになるんですかね。

いわゆる都制度というのは、まずは都市部の基礎自治体に匹敵する特別区が、その地域内の黒字は国税を使わずに、まず、地域内の特別区の黒字を周りに配分するというのが、この都制度の一番重要なところで、僕がこの大阪都構想を進めていくに当たって、当時、財務省、安住大臣のところ、まず最初に言いに行ったのは、国へ財政上迷惑はかけませんというところを、まず、きちっと押さえてからスタートしたつもりなんです。ですから、これ特別区がそれぞれ地方交付税、いわゆる衛星市と同じように交付税算定をしていくと、多分、国の財政負担は増えます。交付税として入ってくるのが増えてくるので、それはやめましょうと。ですから、今言った都区合算でやると、特別区の中の黒字を、まず特別区の黒字を特別区内で配分したあとに、それでも足りない部分を補填するという、いわゆる今の大阪市役所の状況で、5区を全部合わせた形での交付税額に基本的にはなるということなので、特別区がそれぞれ衛星市と同じような交付税をもらうという仕組みには、もうあえてしないということで、この財政調整制度をつくっているところです。

(浅田会長)

新田谷委員、よろしいですか。

(新田谷委員)

だから国との交渉で、もう結果は大阪市が現在もらっているのに、増やしませんよという答えを先につくっておいて、財政需要額と個々の五つの区に対して、その需要額とか、その答えに合うように調整するという考え方でいいのですか。

(橋下委員)

基本はそうです。もらう額は交付税額は合算した形での交付税というものにしておいて、ただ、それでも交付税さえ当たれば、今、運営できているわけですから、きちっと運営はできるだろうと。だから黒字分というものを余分に大阪が抱えておいて、赤字のところだけもっと金くれというやり方ではないということですね。総額は、今、基本的には大阪市がもらっている交付税というものが基本的にベースになると。

(浅田会長)

ほかに、御発言等はありませんか。

置田委員。

(置田委員)

発行済みの大阪市債を大阪府が、広域自治体が承継するという話で、ずっとこれまでの協議会での議論でも、大阪府のそういう財政健全化指標のですね、実質公債費比率に影響が出るのではないかというような懸念も、他会派の先生方から示されていて、それも国の計算上の、国のほうで制度を対応するというので、もう決着がついたという、そういう理解でよろしいのでしょうか。そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

これは前回の法定協議会でも報告させていただきましたけれども、一応、算定上、広域が公債費一括で償還しても、指標上、影響が出ないような方式で今後検討いただくということで、国とは調整できています。

(浅田会長)

そのほか、よろしいですか。

それでは、税源配分と財政調整に関する方針を決めたいと思います。

これはちょっと長いですが、重要なところですので、もう一度こちらから読み上げさせていただきます。

パッケージ案の考え方に基づいて、税源配分につきましては、1番目、広域自治体の税源は、地方税法が定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目、すなわち法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税とする。

2番目が、特別区の税源は、今申し上げた部分を除く市町村税に相当する税目、すなわち個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等とする。

それから、財政調整につきましては、一点目が、広域自治体、特別区が、それぞれ事務分担に応じたサービスを提供できるよう財源を配分するとともに、特別区相互間の歳入格差を是正する。財政調整財源は普通税3税、すなわち法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税と地方交付税とした上で、財政調整制度を構築し広域自治体及び特別区に配分する。調整主体については、現行、都区制度と同様、広域自治体が賦課徴収や調整を実施しつつ、特別区をより重視した仕組みを構築する。

配分割合については、直近の実績を踏まえ過去5年間の水準もベースに、広域自治体、特別区の比率を24対76に設定する。今後の税制改正、地方財政対策等の動向も踏まえ、できるだけ短期スパン、おおむね3年で検証、見直しを行う。

次に、3点目、特別区財政調整交付金は、普通交付金、財政調整交付金額の94%と特別交付金6%を設定する。

特別交付金につきましては、特別な財政需要等に応じて配分、ただし制度移行期間中は、サービスの継続性、安定性に重点を置いて配分する。

その他、地方交付税は、全特別区を一つの市とみなし、広域自治体と合算して算定する。

臨時財政対策債は、現行どおり他の市町村と同様に特別区が発行する。発行済みの公債費につきましては、広域自治体が3割、特別区が7割の割合で負担するが、償還は一括して広域自治体が行う。

偏在の大きい都市計画税、事業所税については、広域自治体において賦課徴収し、都市計画等に係る事業を行う広域自治体と特別区に財源配分する。

一部ちょっと2回読んでしまったところがあるかと思いますが、これは後ほど整理をさせていただきます。

今申しあげました方針で、速やかに国との正式な事前協議をスタートするというところで、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

あわせて法改正が必要な広域自治体の条例で、地方交付税の一定割合の額を特別区調整交付金の額に加算することについても、法令改正を伴いますので、それにつきましても、国との協議をお願いいたします。

続きまして、今で配付資料のうち国協議事項の事務分担と、税源配分及び財政調整を終えましたので、その次の国報告事項、職員体制、職員の移管へのところについての協議に

移りたいと思います。

職員体制につきましては、ここの資料の右の上のほうをごらんいただきたいと思いますが、特別区は現行の配置基準を前提にするのではなく、ゼロベースからあるべき職員体制を構築することとし、近隣中核市5市の職員数をモデルとし、中核市を上回る事務や大阪市の特性のある事務などは、その実情を踏まえて職員体制を整備する。

2点目が、広域自治体は、全国トップクラスのスリムな職員体制を目指すこととし、事務分担に応じて広域自治体に移管される事務を基本に必要な数を移管する。それから職員の移管につきましては、事務分担に応じることを基本に、府・市の垣根を超えた人員配置が可能な仕組みを構築する。職員の身分取り扱いにつきましては、共済制度を含め公正に処理することとする。というものでございますが、今、私のほうから説明をさせていただきました。今の説明に関しまして、御協議いただきたいと思います。

何か御発言ございませんでしょうか。

紀田委員。

(紀田委員)

職員の移管については、おおむね旧大阪市から新大阪府へ移行される方が出てくるものと予想いたしますが、その移管に当たってはですね、職員の皆さんの生活環境が激変することがないように、特に給与面において激変緩和措置を必ず取られるように、これは意見として申し上げておきます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

きちんとそこは配慮しなければなりません、大阪府と大阪市の人事や給与面をですね、合わせていくように、これは知事と僕が話をしまして、僕が担当ということで、これから府の人事担当と市の人事担当を合わせた会議体をつくって、もう早速この7月の、もうそろそろ第1回が開かれると思うんですけども、そこは、まず合わせていく。そういうことも、この大都市制度とは別にしっかりそこは合わせていきますので、いずれこれで移管するときにも円滑に移管ができるように、そこはしっかりやっています。仮にその制度改正をやったとしても、そこでおっつかない部分については、今言われた部分の、生活環境が激変しないような形での配慮というものは必要になってくると思っています。

(浅田会長)

この際、発言しておきますが、先ほど、この職員体制の前に税源と財政調整等について、いろいろ御意見を頂戴いたしましたけれども、それで国との協議を進めていただきたいという願いをしましたが、今後の事務分担とそれから税源配分及び財政調整などの国との協議の具体の進め方につきましては、私にお任せいただくということで御了解いただきたいと思います。

それでは、職員体制につきまして。

大橋委員。

(大橋委員)

大橋でございます。

今、移管ということで、府なり市内の旧の職員さんが、それぞれやりたい行政事務について行くというような話だと思っております。先ほどちょっと議論になりました、一部事務組合で恐らく対応されると言われております、ごみの処理とか運搬収集、焼却というのは、一部事務組合の職員さんに移行されていくのかなと、今の現業職がね、と思っております、ただ、立ち上がった話になりますけれども、今の交通局の職員さんについてね、言及がないんですが、この間、大阪府では泉北高速鉄道、南海へ売却ということで、随意契約で知事の決断で決まりました。聞くところによりますと、泉北のパンジョとか、あの辺の泉北パンジョが民営化されるということで、非常に活性化を期待されている商店主の方から、この間お話を聞いております。今まで大阪府が一部出資していた、公が経営主体ということでやっていた商業ゾーン、これ民営化することによって非常に期待度が高まっておりますし、当然、株価にバックすることでしょうから、民営化された南海電鉄が頑張っていただけのだろうというふうに思うのですが、ここです、大阪市の地下鉄について、確かにトイレはきれいになりましたし、売店も非常に便利になっております。この現業職員さんと言われる職員さんについての面については、市長はどういうふうにお考えなのか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

あとは、もう民営化だけなんですけれどもね、ですから、それは3分の2の議会の議決が必要になってきますから、9月議会でどうなるかということなんですよね、もうそこだけです。民営化にならないということになれば、今回のこの特別区設置によつての事務分配に従ってですね、所管する自治体の職員に切りかわるということになるのでしょうかね、交通局の職員が。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

所管する自治体の職員ということは、どういうふうに理解していいんですかね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、これは広域に属するか、特別区に属するかというところになってくると思うんですけど。

(浅田会長)

いいですか。

(大橋委員)

ちょっとイメージがわからないけどね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、地下鉄の所管は広域なのか基礎自治体なのか特別区なのかという前提で、民営化が成立しなければ、その職員になるということです。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

再度確認させていただきたいんですけども、大阪市会はその態度いかんによって、やっぱりその辺の議論も、これから必要になってくる可能性はあるということですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そうです。これまだ民営化というものを前提にしていますのでね、そうならないということになれば、どちらの職員なのかということですね。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

参考までにちょっと確認したいのですけどね、地下鉄の職員採用募集のところ、もう既に一般企業に対する職員ですよというようなことが書かれていましたよ、確か。宙づりで。大阪市公務員ではなしに地下鉄の職員ですということで、募集を年末にされていたような、覚えているのですけれども。間違いなら訂正してください。

( 浅田会長 )  
京極副市長。

( 京極副市長 )  
副市長の京極です。

地下鉄のほうの採用の案内、宙づりですけれども、将来、民間になりますということを前提にして、そういう民間の志向を持った職員を募集しますという。

( 浅田会長 )  
大橋委員。

( 大橋委員 )  
ね、確か書いていましたね。

( 浅田会長 )  
京極副市長。

( 京極副市長 )  
経営者としてのメッセージを、基本的には宙づり広告でやったというふうに、私は記憶しております。

( 浅田会長 )  
大橋委員。

( 大橋委員 )  
はい、結構です。

( 浅田会長 )  
そのほか。  
橋下委員。

( 橋下委員 )  
これもちょっとアピールでいいですかね。

これも職員体制の問題も、これは府の組織も市の組織もそうなのですが、少子高齢化時代を迎えて、さっきの施設の統廃合も、もう喫緊の課題だと、もうこれから人口減少社会で、今のつくり過ぎたその施設を維持管理するなんていうのは、もう税金の無駄遣いにほかならないわけです。役所組織もですね、これからの少子高齢化時代に合わせて、きっちと医療、福祉、教育に手厚く、公務員が必要な分野も当然あるとは思うのですけれども、しかし抜本的にやっぱり見直していかなければいけないと。そんな中で、自民党、民主党、

共産党をはじめ他党派のほうは、今の政令市と、それから政令市を残すということは、今の大阪府庁もそのままということなんですが、それを前提に行政機構も行革をやるというのはもう限界にまできていますので、一からこうやって作り直せば、職員体制については、大阪市の優秀な職員は広域行政のほうに移っていきますし、また、中核市並みの職員体制ということになれば、今までの政令市を前提とした職員体制というような職員計画を一回ゼロにしてですね、本来のあるべき姿を目指していくことができますのでね、やっぱり他党派が言っている、今のままでいいんだというのが、いかに政治家として無責任なのかということ、やっぱりきちっと言っていけないとですね、どうしてもメディアを含めてですね、こういう新しいことをやろうと思うと、新しいことに対する批判ばかり出てきますけれども、いかに今のこれは大阪市の体制だけじゃなく、大阪府庁の体制も含めてですね、大阪の政治と行政にとっては問題なんだと、やっぱり一から作り直さなきゃいけないんだと、もちろんいろいろ新しいものをやるについては、いろんな問題点や懸念しなければいけないところはありますけれども、それでも今よりもずっとましなんだというところを訴えていけると、なかなか理解が広がらないのかなと思うのですが、ただ、職員体制一つ見てもですね、今の大阪府庁、大阪市役所を前提としたいろいろな職員体制計画と比べると、抜本的なこれは改革、あるべき姿に近づいていきますので、必ず大阪府民、大阪市民の利益になると確信をしています。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

職員体制についてですが、これは、先ほど住之江区の一部の区割りと福島区の区割りがちょっと変更になりましたので、パッケージ案でいう、試案3のこの職員体制の案が基本になると思いますけど、これちょっと事務方で整理をさせて、この人員配置総括表というものを改めて提出をさせてもらいます。でもこれはもうすぐできるんです。ちょっと事務方のほうで、山口さんのほうはどうですか。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

一応、きょう区割りについて議論していただきましたので、速やかに我々のほうで職員のほうも検証をさせていただきたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

進め方はさっき15回、16回とこうなったんですけど、そのさっきから言われている新しい新区割りに基づいた財政調整制度の結果のあの数字、大体以前の5区分離案だと1.2倍程度に格差がおさまるといふ話は、ああいう数字のものも大体いつぐらいに出てくるんでしょうかね。新区割りに基づいて。全部というわけじゃないんですけど、この職員体制とかあのあたりの数字の部分なんですけれども。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

できるだけやらせていただきたいと思っておりますけれども、きょう、あすとか来週とかいうのはちょっと非常に難しいかなというふうに思いますので、協議に支障のないように、会長と御相談して出させてもらいたいと思っております。

(浅田会長)

そのほか、御発言ございませんでしょうか。

坂井参考人。

(坂井参考人)

職員体制で一番問題なのが、大阪市の職員の数というのが極めて多いんですね。全国的に見ても特異なほどに職員数が多いということになっています。その原因は、現業職と言われているこの2号職のところが大変多いということが特徴です。この2号職について、できたら我々は民営化していただきたいなというふうには思っているんですけども、そのところを何とか、橋下委員は市長でもありますから、その辺のところを、民間並みにするか、どうするかということをお考えいただいて、その上で特別区に引き継いでいくということにしないと、財政的にも、あるいは行革という観点で、大変大きな課題を残してしまうということになると思うんですね。できたら経営形態を変更して、民間企業を圧迫するということのないような、こういう大阪エリアというのができればいいなというふうに思うんですけども、ぜひ橋下委員にはその点をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、民営化プラン全部まとめているんですが、あと議会で過半数さえ得てもらえば、何とか維新の議員の皆さん、過半数をとれるように頑張ってもらえば。各分野、全部民営化プランまとめているので。あれが実現すれば、2万ぐらいまでなるんですけども

ね。病院の独法は市議会のほうで頑張っていたいて、病院は非公務員型の独法になりましたけど、あと地下鉄も水道もごみ収集も、全てあとは議会での過半数と、あと3分の2ということになっています。

(浅田会長)  
坂井参考人。

(坂井参考人)  
それともう1つ。給与体系が、実は2号職というのが特異な給与体系になっておって、大変高額になっているというところもあります。その辺のところを民間と比較していただいて、できるだけ民間に近づくような形で、その点も橋下委員にお願いしたいと思います。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
これも2年前に大改革をやりまして、基本的には民間水準に全部、給与構造改革、合わせています。もちろん現給保障といいますが、激変緩和のところがありますから一気に落としてはいませんけれども、モデルのその給与のカーブは、基本的には全部それはそろえていまして、現業職の給与改革は府のときにやったのを参照にそこで合わせています。ちょっと特定職種についてはまだ調査中ということで、できてない部分もありますけれども、基本的には今、全部合わせたんですけれどもね。

だから、新人は入ってこないんですけれども、既存の人たちはちょっと下がり切れてない部分もあるかと思うんですけれども、まだ足りない部分はちょっとしっかりやっていきたいと思いますが、とにかく民営化を何とかお願いできればと。

(浅田会長)  
三田委員。

(三田委員)  
これからゼロベースからあるべき職員体制を構築とあります。私たちは民間にできることは民間にどんどん出したい。

かつて大阪府のほうでも、PPPという形で、プライベートのほうにどんどん出しているということを言っていました。ぜひともこれから、私たちもスリム化というものを図るならば、特別自治体でも区のほうでも、出せるものでしたらどんどん民間のほうに出していきたいと思いますので、その辺も考慮してまたこの職員体制考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(浅田会長)  
そのほか。  
新田谷委員。

(新田谷委員)

公務員の給与の件なんですけれども、以前知事のときに質問させていただいたんですけども、地域手当というのがあるんですよ。それが、大阪市が15%で、門真も守口も15%なんですけれども、条例で10%にしておるということで、15%の地域手当を出しているところ、どこがあるかなと調べたら、鎌倉市とか芦屋市も15%なんです。その根拠は、それぞれの市民の税金で職員の給与を払うんですから、市民の所得水準というのが1つの根拠になっているわけです。鎌倉市も芦屋市も、平均所得が400万ぐらいあるんです。大阪市は300万切れる程度なんです。それだけ差があるのになぜ同じ15%やねん。その官民の差というのか、それは多分霞が関が、御自分たちが出張したときに、出向したときに、大阪市内のあそこの天満のこの財務局来るから、15%にしとかんと、霞が関は18%ですからね。15%にしといたら3%の給与ダウンで済むけれども、そういう本当の市民の所得を参考にして、例えば5%とか6%にしたときに、大幅に給与が下がるから、多分そういうことを勝手にやってるんだと思うんですけれども、その辺もぜひその見直ししていただいたら、トータルとしての人件費も削減できるのではないかとということで、御提案しておきます。

(浅田会長)  
ありがとうございます。  
そのほか、御発言等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)  
それでは、職員体制、職員移管に関する方針を決めさせていただきたいと思います。  
先ほど私のほうから説明させていただいた方針で御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)  
御異議なしと認めます。  
それでは、先ほど申し上げました方針で協定書案づくりを進めるということでお願い申し上げます。  
それでは、これまでの協議事項についての最後、会長提出資料の右の下のほうですね。財産債務について、私のほうからこれは説明させていただきます。  
行政財産については、新たな事務分担に基づいて所在特別区等や新たな広域自治体が承

継する。

普通財産については、所在特別区等に承継、広域自治体には事務事業等に密接、不可分なものに限定して承継する。

市未利用地活用方針に基づき、平成30年度までに処分を予定している処分検討地の利活用については、特別区で共有化できる仕組みを構築する。

債務負担行為については、確定債務については新たな事務分担に基づき、広域自治体または特別区等に承継。

偶発債務、財務リスクについては、広域自治体に承継を基本とし、引当財源として財政調整基金等を活用する。

地方債については、広域自治体に承継し、償還財源は財政調整財源等で償還する。

というものでございますが、今、私が説明申し上げましたことにつきまして、御議論いただきたいと思います。何か御質問、御発言等はありませんでしょうか。

橋下委員。

(橋下委員)

大阪市政の現状を見ると、今回の基本的方向性は非常に公平な、バランスのとれた制度になっていると思います。これも市議会の中で、特に維新以外の他会派からは、いろんな細かな揚げ足取りな質問は多くありましたけれども、今回の基本的方向性で大阪市内にある財産を今の住民の皆さんに公平にきちっと配分できるような、承継できるような、そういう非常にいい制度になっていると思っています。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

前回の法定協でも確認されましたし、今、置田委員からの質問でも確認されましたとおり、これは府に債務を一旦全て承継したとしても、いきなり財政破綻団体であると国から認定されるおそれはないということが明らかになっております。その上で、これもし特別区に債務を一部でも割り振ってしまうと、大阪市という単位で債券等を発行して、マーケットにおいて投資家が購入しているものについて、ちょっと大阪市ではないところに承継されると、信用が少し変わってくるおそれがあるわけです。その意味で、一旦大阪市と同等程度の信用力を備えている、まずは大阪府に承継させるということは、私は大変、市場での信任、市場を混乱させないという観点からも合理的であると思います。ましてその返済については、これまでどおり借りた地域の住民の皆さんから御負担いただいた税をもって返していくというわけですので、大変合理的な制度設計だと考えております。

(浅田会長)

そのほか。

置田委員。

( 置田委員 )

市の未利用地の活用についてちょっと確認なんですけれども、ここに書いてあるとおり、大阪市の処分活用方針に基づいて、特別区で共有化できる仕組みということで、本当に共有にするか、一部事務組合のようなものをつくるかというようなことなんですけれども、処分した場合に、そうすると売却益というのは五つの特別区なら五つに均等に割り振るとというような形になるという、そういうイメージでよろしいんでしょうか。

( 浅田会長 )

稲垣部長。

( 府市大都市局稲垣制度調整担当部長 )

制度調整担当部長の稲垣でございます。

共有でございますので、その売却益については、御指摘のように、どういう形にするかはちょっとまだ決めておりませんが、共有で使う形で活用していくという方針でございます。

( 浅田会長 )

置田委員。

( 置田委員 )

それぞれ、だからその未利用地がどこに所在しているかというのは関係なく、もう売却した売却益は五つの区で、区に割るとするか、そういうイメージ。

( 府市大都市局稲垣制度調整担当部長 )

資産が偏在しておりますので、そのために共有するというのでございますので、それも均等にいくように制度設計するというのでございます。

( 浅田会長 )

よろしいですか。

三田委員。

( 三田委員 )

ちょっと教えていただきたいんですけれども、確定債務については広域自治体または特別区に承継、この「または」という、その基準はどうなるんですか。

例えばうち、B区のほうなんですけれども、港区にはオーク200ってあって、今、637億円、請求書が回ってきているんですけれども、そういうような割り振りというのはどうなるんでしょうか。

(浅田会長)

書かせてもらっている以外ですか。

(三田委員)

そうそう。だからこのそれぞれが「または承継」となってますが、その線引きみたいなのはじゃあどうなんですかということなんですけど。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)

確定した債務につきましては、ここにも書かせていただいておりますので、その事務をどちらが受け持っているのかということを中心に整理をしております。ですから、オークの債務が確定しまして、まだしておりませんが、確定して、それは特別区の中で、箱物でございますので、持つということであれば、特別区側の一定負担という整理をいたします。ただ、それを返していく償還財源につきましては、今、調整財源をリスクの引当で見ているという整理をいたしておりますので、それはちょっと別に考えますけれども、単純な整理でいきますと、特別区の側の事務といいますか、分担だということであれば特別区のほうへ回しますし、広域であれば広域のほうに回すという、基本の考え方でございます。

(浅田会長)

よろしいですか。

横倉委員。

(横倉委員)

私も未利用地の件でちょっと確認をいたしたいんですが、大阪市が30年度までに処分を予定しているという、処分検討地の利活用、ですからこれ利活用ですから、活用することになれば、その特別区にある未利用地を、その特別区が活用したいということになれば、これはどういうふうなことになるんですか。

(浅田会長)

事務局。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)

処分検討地というのは、基本的には売却を考えている土地でございます。特別区に行く、普通財産の中で、今おっしゃったようにこれは行政的に使う余地が出てくるということであれば、行政財産に変えて使っていくということになるかと思いますが、未利用地活用法針に掲げてます処分検討地というのは、基本的に売却していくという方針で臨むということでございます。

(浅田会長)  
横倉委員。

(横倉委員)  
それは変更するということになったときには、それはどういうところで話し合いするんですか。5区集まってやるわけですか。

(浅田会長)  
事務局。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)  
その意思決定の仕組みまではまだ検討しておりませんが、恐らくは共同で考えていくことになるかと思えます。

(浅田会長)  
横倉委員。

(横倉委員)  
今の市の中で処分するとか、どういうことかということを検討されているわけですが、実際これ五つに割った中の特別区が、その土地をやはりもっとその区の中で有効に使いたいと、私、さっきちょっと申し上げたような形で、そうなったときにその変更というのはどこでどういう形で調整するかということですね。

(浅田会長)  
事務局。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)  
基本はその特別区の意思を確認した上で、全体で話をするのかなと思えますが、ちょっとその制度設計まだいたしておりませんので、お答えはちょっと控えさせていただきます。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
横倉委員の問題意識は非常に重要なところだと思うんですが、ただ、今の制度よりもはるかにましになると思います。今の制度だと大阪市長1人がいて、いろんな意見が出てきても、その当該区の意見よりもほかの区の意見だったり、もっと言えば、大阪市長、大阪全体を見渡したそのポジションが全部これを決めていきましたけれども、場合によって

は特別区長が協議をして、協議が調わないという場面が出てくるのかもわかりませんが、それでも住民の皆さんの声を反映した区長同士が、最後は協議を調えるものだと、僕はそういう前提でこういう制度設計をしなければいけないと思っていて、少なくとも今のもうちょっと住民からは遠いですね。遠いと自分で言うのも変な話なんですけど、ただ大阪市長が全部これをさばっていくというやり方よりも、はるかにましな制度になると思っています。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

さっきの三田委員からの話で、現状ほぼ確定している債務については、移行前までに大阪府、大阪市それぞれの自治体において、責任持って処理していくというのが基本大前提やったと、こう思うんですよ。これは法定協議会の場所で質問を受けて答えたのか、本会議、議会のどこかの委員会やったのかは、ちょっと僕も記憶が定かではないんですけども、そこはちょっと改めて確認をしておいてもらったほうがいいと思います。今のもうオークとか、ほぼ確定するようなリスク債権の場合は、現状の自治体においてそれを処理するというのが基本認識にある中で債権債務の継承というのは行われていくというところが、これまでの法定協でもそういう議論をしてきたと思うので、そこはちょっと間違い、法定協のこれまでの議論として、そういうスタンスに立っているかどうかというのは、再度ちょっと事務局からそれは、基本認識の部分だけ説明してほしい。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

ただいま知事から御指摘ありましたように、当然偶発債務については、処理については、要は移行までに解決をするというのが基本的な方向性だろうというふうに思います。ただ、当然そうはならない場合があるということで、この協定書案というか、基本的パッケージ案では偶発債務については広域自治体が一括して承継をして、その財源として財政調整基金を充てるという、そういう制度設計にしておりますので、当然今の自治体がある間に処理をするということが基本だろうというふうに認識をしています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

もうできる限りそこは方針を決めます。ただ、今持っている財政調整基金とか、そうい

うことも大阪市が積み上げたようなものも、それを当て込むとか、そういうことも含めて方針を決めますので。

(浅田会長)  
松井委員。

(松井委員)

自民党から共産党までの中で、府議会側がよく言っていたのは、今のその不良債権の大阪府の隠れ不良債権、これがおもてに出てきたときに、府の今の財政が痛むやないかという話がずっと言われてきたんで、これについては、それは事業は今のビル、建物事業だけじゃないんで、いろんなリスクというのは、事業をやるたびにあるんですけども、ほぼ見えている部分については大阪市の今の財政調整基金なりなんなりで、もう解決は、要はそれだけの基金を積み上げて解決できますよというのが、これまで法定協の中での答弁というか、考え方だったと思うんですよ。だから、そこまでの間は、ちょっと市長のほうで、もう見えているものについては、これはもうでき上がる前に全て処理できるような、これはもうちょっと市としても考えておいてもらわなあかなと思います。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

負債は、そうだと思うんですけども、今度、仕事の面においても今まで府は、大阪市内のいろんな大規模開発とかにコミットしていなかったものについては、その部分について、やっぱりきちっと広域行政がコミットするか、ないしは引き継ぐというところとの最後バランスだと思いますので、そこもしっかり調整するというか、整理してもらえますかね。これ、市のほうの財政からも、いや、この仕事はもう本来、府がやるものなんじゃないかという意見もいろいろある中で、一から整理するので、負債はきちっとこっち側が整理はしていきますし、新しい、本来だったら府がもっとコミットしてもらわなきゃいけないような広域の仕事ですね、それずっと市がやり続けてきた、広域行政をやり続けてきたから、ああいう莫大な負の遺産も生じたこともあるので、ちょっとその整理はしっかりやらせてもらいたいんです。負債も全部処理せえで、大規模の開発のやつは、ある程度方針決まったやつも全部そっちでやれという話になると、ちょっと難しいところも出てきますのでね。

(浅田会長)  
松井委員。

(松井委員)

いや、何かこれは、新たに特別区を設置された場合は、もう役割分担が明確になるので、

それはいいんです。だから、設置されるという前提の中で、市でもう目に見えたマイナスの負債になるという部分だけは、市での今の現状の財布の中で処理してくださいねと。だから、特別区を設置される状況の中では、もう広域の仕事は都がやるということになりますから、それ設置日から以降はもう全て一元化で都の仕事になると。今のそのときに、例えば鉄道事業とか、そういうものは各区がやる事業にはなりませんから、そのときはもう都が一元的に、一部負担金というのは、今、大阪府がやっているような御堂筋線を箕面に延伸するときに、地元の一部負担というのは、これ、協議の中で決めていきますけれども、でも主体はほとんどはやっぱり広域自治体に移って事業計画もつくって、財源もそこが取りまとめながら事業を進めるということに変わっていくと、こう思っているんですけどね。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
設置日で、広域の仕事は全部そこで移るとするのは、もうそこは確定しているんですかね。

(浅田会長)  
山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)  
当然、協議会で決めてきた協定書が成立すれば、当然移るということになると思います。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
あの連立立体は、でも特別区のほうになっているんですよ。  
それで、連立立体が入って、それはでも広域が本来だったらコミットするかどうかというのは、そこは政策判断なんですかね、特別区の連立、今は成立した連立立体全部自分でやっていたと思うんですけども、あれは衛星市も連立立体って、衛星市がやっているんでしょうか。

(浅田会長)  
松井委員。

(松井委員)  
いや、衛星市の連立立体は一部府が関与しています。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
一部関与しているんやね。主体は市町村なんですよ。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

今、現に実行されている事務につきましての連立については、区の事務ということで整理しておりますけれども、今後連立事業が出たときに、これをどうして分けるについては、一定基準を設けまして、地域のまちづくりに係るのは基本区でやろうと。そうじゃなくて、もう少し交通体系含めて大きな事業については、広域という抽象基準を設けているだけです。その際に、なお財源負担をどうするかまでは、また別議論ということで、個々の事業で判断されるべき事項かと考えております。

(浅田会長)  
そのほか。  
新田谷委員。

(新田谷委員)

未利用地の処分の件なんですけれども、ここで、行政財産、普通財産と書かれておりますけれども、行政財産の中では当然、供用してどうしようもない財産もあるんですけれども、場合によっては、現在遊休地であるけれども、将来のことを思って、担当部局が抱えてしまっている行政財産もあると思うんです。その辺は、もうきちっと精査していただいて、必要ない部分は普通財産のほうに回して、それでできるだけ早く民間への売却、これは路線価の7割が課税の上限で、その金額に対して1.4%の固定資産税と0.3%の土地計画税、合計1.7%売ったのに税金をあくる年からもらえるわけです。それが80年たてば、1億円で売ったものが1億円入ってくると。1億円で売ったものところに2億円、何か建ててもらったら30年で回収できるんです。だから、使いもしないものを持ち続けているというのは、いかがなものかなと思いますので、できるだけ、その行政財産の部分も精査していただいて、できるだけ早く売却する。また、それぞれの特別区に必要なものがあれば、また買ってもしないじゃないですか。だから、そういうぐあいにできるだけ早く売却して、固定資産税を得るといいうほうがいいんじゃないかなということをちょっと提案しておきます。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
まさにおっしゃるとおりなんです。そのためにもう特別区設置が必要になって、いつも

自民や民主や共産に言っているんですけども、やっぱり今、僕の立場で全部もう見切れていないんですよ。ですから5人の特別区長に来てもらって、僕ができる限りのところもやっていきますけれども、さらに5人住民から選ばれた特別区長が来れば、そういうところの精査もしっかりやってもらいたんですけどもね。僕もやれるところはやりますけれども、やっぱり大阪市長1人だと限界があると思いますので。

(浅田会長)  
吉村参考人。

(吉村参考人)

処分検討地なんですけれども、これ見る視点によって違って来る部分があると思うんですね。例えば、地元というか地域に入っていくと、やっぱりこれは処分してくれるなど、自分たちで使いたいんだという、そういう意見がやっぱり強いです。この大阪市の場合、広い分、逆に言ったら大阪市の財政に寄与するために泣く泣く地元を説得して、これの処分を認めてもらうということが多々あるわけです。ただ、これが特別区に分かれるとやっぱりその特別区長、区議会議員というのは、その地域をまず重視すると当然なってくると思うので、それは当然いい面があって、我々主張しているわけですけども、処分未利用地に関しては、共有化するというのであれば売ってくれるなということになってくる可能性も非常に高いかなというふうに思っています。そういう意味で、この共有化というのは、非常にその仕組みとしてしっかり考えていただかないと、簡単に特別区の区長が、はい、わかりましたとならない可能性もあることも踏まえて、だけでも財政に寄与しなければいけないというところの、そこは一つ問題点というか、あることをちょっと意見として指摘しておきたいなというふうに思います。

(浅田会長)  
ありがとうございます。  
そのほか、いいですか。

そうしたら、ちょっと整理する必要があると思うんですけども、見える部分については、もうできるだけ早期にはっきりさせておくと。残り何点か御指摘ありましたけれども、基本的には、先ほど私が申しあげました財産・債務に関する方針ということでいかせていただくということに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、先ほど申しあげました方針で、協定書案づくりを進めていくということでよろしくお願い申し上げます。

それでは、これまでの協議事項について、財産・債務を終えまして、その次ですね、この裏側をごらんいただきたいと思います。

大阪版都区協議会、それから一部事務組合についての協議に入りたいと思います。

この裏側の資料ですね、大阪版都区協議会、それから一部事務組合のところにつきまして、こちらのほうから御説明させていただきます。

大阪版の都区協議会に関しましては、1点目として、現行制度をもとに大阪独自の工夫を加えて、広域自治体と特別区の間で対等協力の関係を構築する。

2点目が、協議会の委員構成につきましては、知事と特別区長を基本に、東京都と違った形の構成とする。

3点目が、都区協議会では、事務分担、財政調整に加えて、財産・債務や職員体制など幅広く協議を行う。

4点目が、特別区の意見が協議に十分反映されるよう協議方法に工夫を凝らす。

それから5点目が、協議が調わない場合に備えて、合意形成の仕組みにも工夫を凝らす。

それから、その下の一部事務組合について御説明申し上げますと、特別区に仕分けられた事務は各特別区で実施することが基本であります。ただし、専門性の確保やサービス・効率性の確保が特に求められる事務につきましては、特別区が設置する一部事務組合など、水平連携で実施する。

2点目が、一部事務組合は、特別区の設置に合わせて設置する。

これが御説明でございます。

ただいまの私の説明に関しまして、御意見。御質問等を受けたいと思います。

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

ちょっと数字をちょっと一部間違っていましたので、それだけ修正させていただきます。

都区協議会のところの小さなポツの一つ目のところで、委員構成のところですけども、東京、知事・3副知事・4局長・特別区長会会長・2副会長・4幹事と書いていましたけれども、4幹事のところ、5幹事ですので、済みませんけれども、修正いただけたらと思います。

(浅田会長)

大阪版都区協議会について、何か御質問、御意見等は。

紀田委員。

(紀田委員)

この都区協議会について、職員体制や事務分担というところも入っているんですけども、これは出発点において、私たちは、これが広域と基礎自治の仕事は、この分担である。これが現時点における理想であるということで、キックオフしているんですけども、今後変更が出た場合は、変更をしなくてはならない事情が生じた場合は、この都区協議会をメインの舞台として調整してほしいという意図で入っているという理解でよろしいでしょうか。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

基本的に、初めにつくった後にもいろいろ事情の変化とかあって、事務分担はやっぱり特別区のほうがいいのかという話もあるでしょうし、職員体制をもうちょっとこうしたほうがいいのかというような話も出てくると思うので、そういう情勢の変化に応じて順次、適宜見直していくというような趣旨で入れさせていただいている。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

その点については、理解しました。

次に、この財政調整をここでやる、東京都と同じことだと思うんですけども、この財政調整については、広域と基礎自治体となった特別区の利害が完全に対立する可能性が極めて高いところだと思っております。東京都の場合は、この比率ですよ、何%広域が留保して、何%特別区の調整財源にするのかということ余り変わらないままずっと続いていると思うんですが、大阪においても、この人間、各勢力側の数、協議会に参加する委員の数によって、どのように変動するのかというのは大きく変わると思います。現在、東京都では、先ほどの修正を踏まえた上での数字ですと、8対8になっており、特別区側は全員一致協力すれば対等の議席といえますか、数を確保できることになっているんですが、大阪では、この人数によらずにかつ対等協力を言いつつ、さらに特別区の意見が十分反映されるということを勘案すると、これはより特別区側に人員を大きく配布するという意図が込められているというふうに理解したんですけども、この場に集っている皆さんの理解はそのような形で共有していると考えてよろしいでしょうか。

(浅田会長)

よろしいですか、橋下委員。

(橋下委員)

いや、どうなんですかね、もうここでそれを決めちゃいますか。

いや、これ委員の数で工夫を凝らすのか、どうするのか、まさにここは工夫を凝らすというところにちょっとその意味を込めていまして、委員の数で、その多数をどちらに持たせるのかということと、例えばですけども、第三者委員みたいなものをつくって、そちらの意見を尊重するというような、そういう仕組みにするのかとか、単純多数でいくと、やっぱり特別区長も政治家ですから、ある意味政治的な闘争めいたことになりかねないので、やっぱりこういう制度的な話というところは、第三者委員的な第三者機関が判定して、ただ、制度上は最後は知事決定、都議会決定になると思うんですけども、そこはちょっ

とその工夫の中で、そういう方法というものもとれないかということもちょっと局のほうに投げて、この工夫というところで考えてもらいたいなと思っているんですけどもね。

(浅田会長)  
紀田委員。

(紀田委員)  
自治が奪われるですとか、市民が大阪府に支配されるといったような誤解を与えるのは、この都区協議会がやっぱり一番可能性としてはあると思うんです。その意味で、私は特別区側の有利というのをしっかりと打ち出すべきだと考えています。

以上、意見として申し上げておきます。

(浅田会長)  
山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

この都区協議会ですけれども、基本的には、まず、きょう御議論をいただいているのは、協定書に盛り込む基本的方向という、方針というのを御議論いただくためにこういうものを一応会長のほうで御整理をいただいているということで、あとは仕組みですね、こういう方針に基づいて、理念に基づいて、どういう仕組みをとるかというのは、先ほど市長もおっしゃいましたけれどもいろんなやり方があると思いますので、これは少しステージを変えて検討していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、そこは、またいろいろ御意見をいただきながら考えていきたいと思っております。ただ、そのものずばりが我々、そこまで詰めないと協定書に盛り込めないという理解ではないので、まずはきっちり方針を出してくださいということがまず国との報告事項というか、そういう関係だというふうに理解しています。そういう点で御議論いただければと思っております。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

いや、この都区協議会についても、この大阪都構想については、批判の対象になっているところで、今、紀田委員が言われたように、特別区の見解が反映されないんじゃないかという批判があるんですけども、ちょっとその自治が奪われるということは、これ、まさに自民、民主、共産が言ってきそうな指摘なので、非常にありがたい質問だったんですけども、これ、僕らの考え方というのは、東京都制度のときにも、特別区というものは、自治体として体をなしていない、不十分な自治体をつくるのかと言われたんですが、比較の基準を大阪市というところから考えるのか、今の行政区というところから考えるのかという、その二つの視点で物事の見え方が違うと思うんですよ。僕らが大阪都構想を出発し

ていったのは、大阪市内のこの行政区の視点で物事を考えていって、もう全くこれ、むしろ東京23区よりももっと体をなしていないじゃないかと、この今の大阪の24区はですね。それを考えると、見方によって、かつ前市長なんかも、この大阪市の視点に立って東京23区はだめだ、だめだということをいろいろ言っているんですけども、今の行政区を見ると、全く区民の意見なんて反映されていません。まだ、この協議会があるほうがましですよ。だから、今の大阪市役所体制で考えると、大阪市長やこの市役所のこの幹部のもとに、区長がみんな来て、協議会を開くと。僕はその区長会というものを作りながら、区の部会をつくって、そういう体制は、今築きつつありますけれども、そういうことを考えると、この仕組みがあること自体で、今の僕は大阪市役所体制よりももう大前進していると思うんですよ。さらに、そこに工夫を凝らしてということですから、単純にその特別区重視だということばかりを言っていくと、じゃあ、大阪のこの僕らは大阪の一体性というのは、大阪市の一体性じゃなくて、大阪府域の一体性というものを考えていたものですから、ここのバランスも重要なのかなと思うんですけども。だから、僕は人員は同数ぐらいにしておいて、第三者委員をつくるのかとか、そういうこともありなのかなと思うんですけども。それでも十分今の行政区から比べれば、市内選出の府議会議員の皆さん、みんな御存じだと思いますけれども、区民の声はじゃあ、きちっとこの市長や市役所体制のほうに届いているかといったら、もう区長は全くそんなことないですからね。ちょっとだから、その視点の置き方だと思うんです。今、大阪市の立場についてくれるから、奪われるという話になると思うんですけども、区の立場に立つと、もうかなり前進だということになる。でも、府、広域自治体と特別区との間の関係を考えると、やっぱり特別区の意見がちゃんと反映されるように協議が調わない場合の合意形成についても、やっぱりちゃんと工夫はしていかなければいけないと思うんですけども、ここはちゃんと工夫はしていかなきゃいけないと思うんですけども、ここはしっかりちょっと制度設計しましょう。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

おっしゃるとおりだとは思っています。仕事についてはただ大きなまちづくりは府にあって、仕事の面ではきちり今回、事務配分しますので、お互いが意見を調整しないといけないというのは、おおむね発生しないと思うんですけども、大きなところですよ、特に財政については可能性が高いと思いますので、その意味、しっかり工夫しないといかんところだと思います。

(浅田会長)

参考人の方々、何か。

吉村参考人。

(吉村参考人)

ここは非常に重要だと思うんです。特別区の意見が十分反映されるよというのは、まさにそうしていただきたいなという思いはあります。今、ここでこの数を決められるということはなかなか難しいとは思いますが、やっぱり今の大阪市と比べたら、それは当然、こちらのほうがすぐれているというのはわかるんですけど、ただ、今の大阪市と決定的に違うのは特別区は区長が選挙で選ばれているということですから、自分の特別区のことを第一に考える人が5人集まるという前提なので、そう考えると、今の行政区長とは比較にならないような意見が出てくる前提で、特別区の意見が十分反映されるような仕組みというのは本当にできるのかな、非常に難しいだろうなと。幾つかのステップを踏んでいくことにはなるかと思うんですけど、意見が拮抗したときに、最後に決定するところはどこなのかなというのは、そこに必ず注目が集まると思うので、そこでやっぱり今の東京都とは違う、東京都である程度、実績が出ているわけですから、問題点も課題も出ているわけですから、その上で特別区の意見が十分反映されるような仕組みづくりをちょっとここで練らないと、今はこうやって協議ができますけど、一旦でき上がるとやっぱり利害が対立していきますので、それは必要なのかなというふうには思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

美延参考人。

(美延参考人)

追加でなんですけども、これは当然、今、吉村参考人が言われましたように、特別区と、それから、新しくできる都の利害という、それも当然なんですけど、それ以外に今度は五つの区になると、五つの区自体のまたこれ利害の相反する部分というのは、これは必ず出てくると思うので、そのこの部分の調整もやっぱりあわせて考えていかんとあかんと思うんですが。

(浅田会長)

ありがとうございます。

そのほか、御発言等ございませんでしょうか。

これはちょっと局長以下事務局にお願いですけど、国に協議、あるいは、国に報告に行かれるときに、東京でどういう、ここでいう工夫を凝らすという部分ですけれども、工夫を凝らすような提案とか、協議がなされているかどうかというのをちょっと参考に聞いておいていただきたいと思います。

あと、一部事務組合については御発言がございましたが、よろしいですか。

坂井参考人。

(坂井参考人)

これは一部事務組合でできるかどうかということも含めて検討をお願いしたいなと思

うんですけど、例えば、監査委員会とか、こういう独立した行政組織、これについてどうなのかというのはあんまり議論を今までされていないんじゃないかなと思いますけど。

(浅田会長)

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

パッケージ案におきまして、監査については機関の共同設置という形で提案させていただいておりますので、各区単独というよりも共同設置して、一体的に委任するという形で提案させていただいております。

(浅田会長)

いいですか。

そのほかありませんか。

紀田委員。

(紀田委員)

合理的に考えますと、この案にならざるを得ないと思いますので、特段、これ以外のことを求めることはないんですけども、頭の体操的になってしまうかもしれませんが、この協定書が完成した後、協定書では民営化が想定されておったところです。特に、民営化した後、株式を特別区で分散保有するということが想定されておると理解している地下鉄等について、うまくいかなかった場合はここにくるのかなと思うわけなんです。これは協定書が完成した後に、何か想定していたことと違うことが発生したとしても、協定書本体をいじることなしにそのまま住民投票までいくことが可能であるという理解でよろしいでしょうか。ちょっと不吉な話をしているようで、自分でもちょっと嫌だなと思うんですけども。

(浅田会長)

この部分に関しては、国への一応、報告事項ですので、こういう書き方、協定書自体は僕はこういう書き方であっても可であると判断しております。

(紀田委員)

それであれば、一部事務組合についてこのままの表現で可決するべきだと思います。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

報告事項は確かに会長が言われたように、報告の訂正という形でいける可能性はありま

すけれども、事務分担とかにかかわる部分、国協議にかかわるような内容で、もし大きな変更があるということになれば、これは法の建前からいえば、再協議をするということになるだろうというふうに理解しています。ただ、今、国と協議をしていますのは、そういういろいろな動きのあることも踏まえて、どう協定書に方向性として落とすかということとを協議をしていますので、いろいろな事情変更が当然起こり得る可能性はあるんですけども、それがどの程度協定書に反映させていかなければならないかというのは、この後、国とも十分ちょっと調整をしてみたいというふうに考えていますので、きょうのところは我々の認識というところですので、固まった答えということではなくて御理解をいただきたいと思います。

(浅田会長)

そのほか、御発言等はありませんでしょうか。

それでは、大阪版都区協議会等一部事務組合に関する方針を決めたいと思います。私が先ほど説明させていただいた方針でいかせていただくということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきます。

先ほど申し上げました方針で協定書案づくりを進めるということをお願い申し上げます。

これで、第14回の大阪府・大阪市特別区設置協議会の協議項目3番目までを終えたこととなります。それで、4番目、その他に移りたいと思いますが、このその他のところで何か御発言はございませんでしょうか。

(橋下委員)

特別区設置の日についてなんですが、これまで平成27年4月ということを経済的に目標日としてこれまでこういう形で動かしてきましたけれども、実際、住民投票、我々のスケジュールで秋に住民投票をやったとしても、住民投票が成立すればもうこの特別区設置については法的な効果がもう確定するんですが、ただ、実際に住民投票が成立しても、現実、役所をきちっと動かしていくためには、一定の準備期間が必要ですので、もともと平成27年4月というものは現実的に無理な話だったわけです。住民投票を秋にやったとしても、次は行政的に役所の体制を固める準備期間が必要なわけで、あくまでも平成27年4月は住民投票までもっていくための、大改革を進めるための政治的な目標としてずっと号令をかけていきましたけれども、いよいよ協定書がこういう形で固まるこの段階において、現実的に役所が動き出す、新しい特別区の役所、広域行政体の役所が、大阪都が動き出す現実の日を決めなければいけない、そういう状況になりましたので、ちょっとまず、行政的にどれくらいの期間が必要なのかというちょっと基準を行政の立場で説明をしても

raitain desu keredomo.

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

ちょっと資料の配付の許可をお願いいたします、

(浅田会長)

どうぞ。

(山口大阪府市大都市局長)

それでは、資料に基づいて担当部長のほうから説明をさせますので、よろしく願いします。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

戦略調整担当部長の井上でございます。

資料は。それじゃあ、よろしいですか。

(浅田会長)

どうぞ。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

それでは、私のほうから特別区設置の日の検討につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、特別区の設置の日を検討していただくに当たりましては、2つの重要な視点があると考えてございます。

具体的に言いますと、1つ目といたしまして、これは言うまでもございませんが、住民票の交付など、住民サービスに支障が出ないこと。2つ目といたしまして、特別区設置により、住民の方々の選挙により選ばれました市長が区役所の運営などのマネジメントが発揮できる体制になっていることが重要であると考えております。

次に、特別区の設置の日につきましては、今、申し上げました2つの視点によりまして、組織体制の整備やシステム改修など、主要な項目におきまして、特別区への円滑な移行に向けて必要な試算を踏まえた検討をしていただくことが必要であると考えております。

資料の中段でございますが、主要項目に関する住民投票後から必要と見込まれます期間につきまして、府市大都市局としまして、過去の事例や関係局のヒアリングなどを踏まえ

まして、主要項目ごとの必要期間について記載をさせていただいております。

具体で申し上げますと、まず、人員配置など、組織体制の配置でございますが、これはおおむね2年程度。2つ目の住民基本台帳を初めといたしますシステム改修につきましてもおおむね2年程度かかると。それと、3つ目でございますが、区役所及び民間ビルなどの庁舎改修につきましても、組織体制の配置後、おおむね2年程度必要と考えておりました、トータルでおおむね4年程度、また、仮に市役所庁舎を新たに建設した場合につきましても組織体制の配置後、おおむね4年程度必要と考えておりました、トータルでここに書いてございますように、おおむね6年程度かかると考えております。

以上、簡単ではございますが、説明させていただきました。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

補足ですけれども、これはあくまで我々のほうで簡単にまとめたものですので、しっかりした御協議は関係局の御意見も聞いていただきながら、御検討いただきたいということを申し添えたいと思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

橋下委員。

(橋下委員)

これをまた理解していない記者は、都構想は延期だ、延期だというふうに多分、騒ぎ立てると思いますけど、延期ではありません。僕らは政治家としてやらなければいけないのは、住民投票の成立までであって、住民投票が成立すれば、後はもうそこで法的に確定、自動的に、自動的にというよりも、そこは行政組織に頑張ってもらわなきゃいけないんですけど、一定の期間をもって具体的に役所が動き出す、この役所が具体的に動き出すある程度の日というのはこの特別区設置の日でありまして、いわば秋の議会で協定書の議決を得て、当初の予定どおり秋に住民投票が成立すれば、ある意味、それはスケジュールどおりと。実際に都構想の役所として動き出すのが一定の期間が必要ということですから、何も我々の政治的なこのスケジュールを延期したわけでも何でもないの、困難になったから後ろにずらしたということではなくて、どの道、当初から住民投票、この秋にやったとしても、役所として大阪都構想、大阪都、特別区として役所が動き出すのは一定の期間が必要だというだけの話ですから、いわば役所の準備期間の話ですので、ですから、何か延びたとか、我々の政治的な困難さで日が後ろにいったとか、そういう話じゃありませんので、僕はあくまでもこれは協定書が可決すれば、秋の議会にかけて、議決を得て、住民投票をやればそこでしっかりと年度内に我々の政治家としての仕事は終わると思っています。ただ、政治家の仕事が終わったとしても、今度は行政的に一定の準備期間が必要だということで、

平成27年4月と言い続けてきたのは我々の政治的な仕事の部分であって、今、ここで議論してもらっているのは行政のある意味、準備期間というところと理解してもらって、今、説明があるおおむねの基準、おおむねの準備期間なんですけど、必要期間なんですけども、各これから部局に意見を聞かなければいけないんですが、大阪市長をやらせてもらって、基礎自治体として動かすためには組織体制の整備と、それから、システムと、この2点があればとりあえず役所は動いていきます。庁舎改修や庁舎建設とか、そういうところは後で何とでもなることだというふうに思っています、僕自身は役所の準備期間としては、住民投票が成立して、法的に確定した後の準備期間としては大体、2年ぐらいなのかなという思いがありますので、できましたら、平成29年4月まで行政の準備期間として与えてもらうという、平成29年4月をこの設置日の一つのメルクマールとして今度は行政のほうで詳細は検討してもらいたいと思うんですけども、その点について、皆さんにお諮りしたいんですが。

(浅田会長)

今、市長のほうから御発言がありました、次回の協議会で今の特別区設置の日を含めて、区の名称とか、区役所の位置などを3課題について協議させていただきたいと思っております。

それでは、本日の協議会を終わりたいと思います。

(橋下委員)

1点、いいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

終わりになんですけども、いかに今までの法定協議会が不毛な法定協議会だったかというのがはっきりしたと思うんですよ。というのは、これだけもう議論すべき中身が詰め切っていたのに、自民党も民主党も共産党もこの中身の議論をせずに、もう入り口論の議論ばかりやって、この大阪都構想は必要ない、特別区設置は必要ない、今のまんまでいいんだと、こんなことをやったって大阪の経済には無関係だ、市民のためにならない、本来であれば、きょう、いろいろ維新の会の内部で議論しましたけれども、都区協議会の話だったりとか、その未利用地の処分をどうするのかとか、そういう話を本当はここできちっと詰めなければいけないところを、今までの法定協議会は維新の会以外のメンバーが本当に妨害してきたなということを痛感しました。もう何かこれは多分外で聞いていたら、こんなもので協議を終わりとされるかもわかりませんが、ここまですっと下準備を含めて1年ちょっとかけて議論をしてきて、法定協議会の議論がわからない、きょうの産経なんですけど、ダイアリーというの、その記者の奥さんが法定協議会は何しているのかわからないと言っていたらしいんですけど、ちゃんと記者は説明しろというんですよ。ずっと

今、これをやっていたのは手続の話はずっとやっていたのでなかなかわかりにくいですが、こうやってきちっと場ができれば、きちっとこうやって実質的な議論ができるわけです。ぜひ、僕はこれ、市議会のほうのメンバーは議運を開けばいつでも市議会議員は出てくれるはずなわけですから、ここまで実質的な議論ができる環境が整っているのに、欠席をするなんていうのは僕は政治家の職務放棄だと思っていますから、できましたらまた、会長のほうから出てこいという呼びかけを、ここでもう全部そろって、ここまで実質的にもう大阪都構想というものが議論が積み上がっているのに、もっとちゃんと参加して議論しようということは、市議会のほうの議運かどこかにきちっと伝えてもらいたいんですけども。

(浅田会長)

御参加いただく要請は続けております。

(橋下委員)

はい。

(浅田会長)

坂井参考人。

(坂井参考人)

きょうは我々3名、参考人として呼びいただいてありがとうございます。会長及び委員の皆様から心から感謝を申し上げたいと思います。

やっぱり期待していただいている市民にとって、なんで自分たちの意見を市議員は反映させてくれないんだという、こういう批判というか、あります。しかし、多数決という議決によっては、これは民主主義であるというふうに決まってくるから、したがって、ああいうことが市議会運営委員会で決められた以上、これは私たちは従いますけども、できるだけ市民の皆様の意見というのを我々3名だけでも反映させていきたいなというふうに思っております、

今後とも参考人として呼びいただきますよう、次もよろしく願いいたします。

(浅田会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次回は来週開催の予定であります。日時、場所等につきましては日程が固まり次第、お知らせいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。